

令和3年10月22日（金曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、
西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、
金内義和、妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、
伊藤大典

松岡廣幸証人補助者

黒田 修一 弁護士

開会

9時57分

協議

9時57分

（委員長）

皆さん、おはようございます。

（委員）

おはようございます。

（委員長）

一昨日に引き続きましてお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会を開会いたします。審査に入る前に、サンテレビからテレビ撮影の許可を求める申出を受けておりますが、これを許可してもよろしいでしょうか。

（委員）

はい。

（委員長）

はい。ではご異議がありませんので、撮影を許可します。事務局。

（委員長）

それでは本日の委員会は、お手元の審査順序案のとおり、松岡議員の証人尋問となりますが、事前に注意点等について再確認を行わせていただきます。以前の委員会でも確認をいたしました。尋問時間は5分程度であり、2人以上の委員がいる会派は1人が代表して、合わせて10分程度の尋問を行っていただいても結構ですが、その場合は尋問の冒頭で、代表して尋問を行う旨をご発言をお願いします。尋問は持ち時間が尽きた時点で、事務局より呼び鈴で合図をさせます。また、尋問に際しては、通常の委員会と同様、挙手の上、

委員長である私の許可を得てから発言するようにお願いします。

次に、証人尋問の注意点ですが、証人の宣誓時に、皆さんに起立してもらうこととなります。私が「起立」、そして「着席」の号令をかけますので、傍聴人の方も合わせて、その際にご協力をよろしくお願いいたします。

また、尋問に当たりましては、証人の基本的人権に配慮いたしまして、重複尋問、調査事項に関係のない尋問、侮辱的尋問等を行わないようお願いするとともに、執行部から提供を受けた非公開情報部分を含む資料を元に尋問する場合は、当該非公開情報部分を答えさせるような尋問は差し控えるようお願いいたします。

なお、地方議員には免責特権は認められておりませんので、証人の名誉を著しく害したときは、名誉毀損罪の対象となり得ることもありますので、ご留意をください。

さらに、尋問は証人も非常に緊張されるため、証人が理解・把握しやすいよう抽象的にならず、一問一答のように簡潔に行うよう、皆さんのご配慮をお願いいたします。

次に、本日は、契約に基づく法的助言をお願いするため、赤松弁護士にもご臨席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、本日は、非常に重要な問題について、証人から証言を求めるものですから、委員の皆さんはもとより、マスコミ関係の皆様、傍聴人の方も含めまして、不規則発言など、議事の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、松岡氏を証人席に案内いたします。事務局、案内を。

[事務局職員の案内で、松岡廣幸証人及び黒田修一補助者が入室]

（委員長）

それでは、本委員会に委任されました、「浜手緑地・白浜地区の公園整備に関すること」、「白浜小学校の相撲場整備に関すること」、「白浜西山公園に関すること」及び「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設

計委託に係る入札発注の取り止めに関すること」についてを議題として調査を進めさせていただきます。

松岡証人におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をくださいますありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、松岡証人が証言を行うに当たり、メモ等を持参することを許可していますので、各委員におかれましてはご了承をお願いします。

ただし、松岡証人に申し上げますが、証言は記憶によることを原則としておりますので、あらかじめ作成した想定問答のようなメモを見ながらの証言は認めませんので、ご注意ください。

また、尋問内容は、当局側から提出を受けた資料を元に行われるものも多いと思われます。対象事件ごとにまとめた資料集も準備しておりますので、必要に応じてご利用されても結構です。

さらに、松岡証人からは、補助者の同席許可願が提出されております。事務局を通して、補助者が弁護士資格を有する黒田修一氏であることを確認しておりますので、9月27日の委員会での決定どおり、黒田氏を補助者として認めることを許可したいと思っておりますので、皆様ご了承願います。

ただし、証人出頭請求書と同封しておりました「証人尋問における注意事項」に記載しておりましたとおり、1つ、補助者は証人でないので発言は認めないこと。2つに、証人が補助者の助力を求めたいときは、委員長の許可を得ること。3つに、補助者は証人が助力を求めたときのみ助力すること。以上3点を必ず遵守してください。

なお、補助者が補助の範囲を超えたとき、委員長である私が注意しますが、なおも範囲を超えるときは、同席許可を取り消すこともありますので、ご留意ください。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問については、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっています。これによって、証人は原則として証言を拒むことができませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらのものの名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護士、公証人、宗教または祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。

それ以外には、証言を拒むことはできません。

もし、これらの正当な理由がなくて、証言を拒んだときは、6か月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっています。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、及び証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。

それ以外には宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁固に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思っております。

今から、証人に宣誓を求めますが、テレビカメラの撮影は、一旦ここまでとなります。マスコミ関係の方は、テレビカメラの撮影を中止をしてください。

ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。全員ご起立をお願いします。

[全員起立]

(委員長)

宣誓書の朗読を願います。

(証人)

宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年10月22日、松岡廣幸。

(委員長)

では、ご着席をお願いします。

[全員着席]

(委員長)

それでは、宣誓書に署名捺印をお願いします。

(松岡証人発言)

はい、署名いたしました。

(委員長)

これから証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度、挙手の上、委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから質問をしているときは、おかけになってよろしいですが、お答えの際はその都度、ご起立をお願いいたします。

また、委員各位に申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、本日は、重要な問題について証人から証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いします。また、委員の発言については、証人の人権に留意されるようお願い申し上げます。

証人尋問（松岡廣幸証人）

10時05分

尋問事項

・浜手緑地・白浜地区の公園整備に関することについて

尋問

10時05分

(委員長)

ではこれより、松岡証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、あなたは、松岡廣幸氏ですか。はい、証人。

(答弁)

はい、松岡です。

(委員長)

職業をお述べください。

(答弁)

はい。姫路市議会議員です。

(委員長)

では、松岡証人には4つの事項に関して尋問をさせていただきます。まず、4つの事項に関しまして、前提条件を確認をさせていただきます。

百条調査権の各対象事件について、本日まで複数回審査を行ってきましたが、委員会の配付資料は秘密会での配付資料を除いて、議員であれば誰でも見ることができる、Side Booksに格納をしています。その資料等の中身について、あなたは確認をされますか。はい、証人。

(答弁)

1度、目を通しました。

(委員長)

では、それを確認されて、間違いありませんか。はい、証人。

(答弁)

目を通して確認したってことは間違いありません。

(委員長)

これは、前回の百条委員会でも確認を行った質問となりますが、姫路市議会議員政治倫理条例は、平成24年6月に制定したものであり、あなたの在任期間中に制定されたものであります。

これから質問を進めていきますが、前提事項として確認をします。あなたは、本条例の内容を熟知された上で、政治家としての活動を行っているとの認識でよろしいでしょうか。はい、証人。

(答弁)

深く熟知というところまでいってないか分かりません。一通りは読ませていただいております。

(委員長)

では、議員は地域の要望を首長に伝える役割がある一方、公務員として法を遵守すべき立場であることを、あなたはよく理解されていますか。はい、証人。

(答弁)

法を守るということについては理解しております。

(委員長)

それでは、それぞれの事項について尋問をさせてい

たきます。まず、浜手緑地・白浜地区の公園整備に関することについて尋問を始めます。

まずこれの前提となりますが、本事案における本市と地域との話し合いは、地元が立ち上げた市場委員会の場で行われていると思われませんが、そこでのあなたの立ち位置を教えてください。はい、証人。

(答弁)

オブザーバーとして臨席させていただいておりません。

(委員長)

オブザーバーとして参加されているということですが、当局側との交渉については、同委員会の議決によりあなたに一任はされていきましたか。はい。

(答弁)

地域の、委員会の議決というような形は取ってなかったように記憶しております。ただ、自治会推薦ということでそれのみにかかわらず、様々なことについての相談はしょっちゅうあります。

(委員長)

では、建設局が6月18日の本委員会に提出した資料として、音声データを元にあなたとの面談における議事録を提供しています。内容について、一言一句合致してるとは言いませんが、内容及び発言に間違いはありませんか。はい、証人。

(答弁)

私の話の中で、音声を確認しましたところ、「例えば」というようなことを、前段にお話として入れさせていただいた話をしてるんですけども、その「例えば」がかなり抜けてるなど、というような、そのまま例え話が、そのままのような形で記録に残ったというふうに感じております。

(委員長)

それでは、個々の尋問に入ります。まず、芝生広場の発注に関して尋問をさせていただきます。

令和元年5月17日の議事録におきまして、「ずうっと干してしまえとは言わないが、今年来年はちいとひもじい思いもせなんだら、地元でぶつかっている。」と、あなたは発言されています。この発言は間違いありませんか。はい、証人。

(答弁)

音声として残っていることでありましたら間違い

ありません。

(委員長)

では、この発言の中の「ひもじい思い」をさせられるのは、具体的にどの業者を指していらっしゃるのか。はい、証人。

(答弁)

口数が多いのでどれを指したか、また、それをどの辺で言ったかということは、記憶では定かではありません。

(委員長)

では、あなたは、「選挙の勝ち負けがある。」「指名やったら、なんで入ってるねんて、こら差をつけてもらわな。」「指名になりそうであれば声をかけて欲しい。」とも発言されています。間違いありませんか。はい、証人。

(答弁)

音声として残っておれば間違いだと思います。

(委員長)

であれば、これは、あなたへの選挙協力の有無によって、白浜地区等において指名競争入札の工事があった場合、業者選定に関して当局に対して働きかけを行うという意味ですか。はい、証人。

(答弁)

音声データの中で、先ほども申しましたように、例え話というような形のことで、私も口数が多いですんで、いろいろ話しております。ですんで、そういった具体的なことを頭にして、言った覚えはありません。

(委員長)

具体的な話ではないとおっしゃるんですけども、こういうふうに聞かれてですね、何をされるつもりであったんですか。この一連の発言の真意はどのようなものですか。お考えを。はい、お願いします。

(答弁)

先ほど言いましたように、一連の中での話、例え話、またそういった形の話の中で発言をしたというふうな考えでおります。

(委員長)

では、情報を聞き出して、特定の業者を指名競争入札に入れるよう、当局に働きかけを行ったのではないんですか。はい、証人。

(答弁)

一切ありません。

(委員長)

本委員会の所管事項調査から、特定の業者が随意契約での見積り合わせの相手方として多々選ばれていることが判明していますが、そのような業者を随意契約における相手方や指名競争入札の相手方として選定するよう、市長以下当局に対して、あなたは直接的もしくは付度するよう要求はされましたか。はい、証人。

(答弁)

一切ありません。私が議員になる前から、その方々は市と取引されておられます。

(委員長)

では続いて、大型複合遊具等に関して尋問をさせていただきます。これは記録を元に尋問をさせていただきます。まず、2019年5月17日の記録からであります。あなたは、ご自身で会社も経営されており、契約行為について熟知をされていると思いますが、プロポーザル契約について理解をされていますか。はい、証人。

(答弁)

不動産の契約については熟知をいたしております。以上です。

(委員長)

では、プロポーザル契約における要求水準書になると思いますけれども、あなたは、市からの提供、提案内容を事前に見せてほしいと要望をされています。担当者は、「途中で見せるのは難しい。」と拒否をしていますが、プロポーザル契約の中身をあらかじめ知るとは、同契約の性質から不適切な行為であるとの認識はありませんか。はい、証人。

(答弁)

地域の声を自分の中で届けさせていただいたというような意識で申し上げたというふうに思っております。

(委員長)

ではその行為がですね、公務員である相手、つまり担当者にとっても、守秘義務違反に当たるとの認識はありませんでしたか。はい、証人。

(答弁)

先ほども申し上げましたように、いろいろなお話を

させていただいてますんで、その都度その都度そこまでの認識で物を言ったかどうか記憶しておりません。

(委員長)

要望内容があるんですけども、提案内容を事前にあなたは聞き出して、それをどうするつもりであったのか、ご記憶ですか。はい、証人。

(答弁)

事前に聞き出してどうこうというような意識よりも、地域の声が届いてるのかどうかというようなことを考えて発言したと思っております。

(委員長)

では、これもあなたの発言ですが、「地域協力度を加点することはできないか。」と、あなたは発言されています。その加点はどのような物差しを想定されていましたか。はい、証人。

(答弁)

地元で、長年にわたってその業界でやってこられた方、当然勲章もらった方なんかもらっしやいます。また、自治会等の、また、地域ボランティア様々なことで地域住民の皆さんの生活に貢献されたりというような方々について、そういう方々に対しての「加点」という意味で申し上げたというふうに思っています。

(委員長)

この「地域協力度」、「加点」という、ご発言ですけども、あなたが当時、事務局長を務めておられた白浜系引八木地区対策協議会に対する協賛金の拠出の有無を含める想定であったのですか。はい、証人。

(答弁)

今の委員長のご質問で、その3地区のことと、別に、このたびのこの公園の何も関係はないというふうに思っておるんですけど。

(委員長)

では、この協議会に対しては関係ない。

(答弁)

はい。

(委員長)

はい。じゃあ次もご発言です。「地域のみなさんが納得のいくやり方を行政の側で見いだしてやって欲しい。」と、あなたは発言されています。当局側としては、その手段がプロポーザル契約の採用であったと認識していると思っておりますが、あなたには、それとは

別の案があったんですか。はい、証人。

(答弁)

別に案というものはありません。ただ、地域の声が多数出た、様々な要望が出たという事実はありません。

(委員長)

では、これもお発言からです。「ワシも東京まで行って、公園の予算をようさん貰って。」と、あなたは発言をされています。この発言の「東京まで行って」は、東京の誰のところにあなたは行かれたんですか。個人ですか、それとも省庁ですか。はい、証人。

(答弁)

省庁も回らせていただきました。

(委員長)

今、お答えで「省庁も」とおっしゃいましたが、個人も行かれたということですか。はい、証人。

(答弁)

個人というよりも、それなりの組織の方々をお願いに回らせていただきました。

(委員長)

いろいろ回られたということですけども。では、あなたとその相手方との協議によって、国からの補助金が決定されたり、変更されたりしたんですか。はい、証人。

(松岡証人発言)

お願いをさせていただくということ、はあるんですけど、別にそれが今、この公園の、本来のことに、何か直結している、どういうふうに直結するのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

(委員長)

発言の、証人の発言、この記録の。

(松岡証人発言)

このご質問の趣旨をもう1回。

(委員長)

「ワシも東京まで行って、公園のようさん、いや、予算をようさん貰って」と現におっしゃってる記録が残っております。

つまりですね、その発言は、あなたが東京に行かれて、省庁ないしどなたかにお会いされて、それによって東京からお金が流れてくるというふうに受け取れますが、その確認をさせていただいてるんですけど

も。はい、証人。

(答弁)

陳情として、できるだけのことをやったというふうにご理解ください。私もそのつもりでやらせてもらっています。

(委員長)

あくまで陳情とおっしゃいましたけれども、補助金の決定に当たりましては、執行部側がそれまでの、そのための資料を作成して国に提出する必要がありますが、担当部局から補助申請を出させて、その補助決定の採用において、あなたの政治力が影響を及ぼすことはあると思われませんか。はい、証人。

(答弁)

私の政治力が及んだんか及んでないんかは、私はちょっと分かりません。

(委員長)

では、あなたが、その補助額、補助決定にどこまで影響力を及ぼされたか分からないとおっしゃいましたけれども、では仮に、その相手方からの補助金決定の内示を聞かれたことはありますか。はい、証人。

(答弁)

黒川副市長と陳情に行かしていただいた部分については、2か所、それはどちらも翌年度が、実質に増えたというふうに都市局のほうからは資料を見せていただきました。

(委員長)

今、2か所とおっしゃいましたが、具体的にどの事業の補助金のことを、あなたはお話をされていますか。2019年8月28日の記録票兼報告書には、「松岡議員から国の補助金を取ってきたから1億ぐらい、最低でも5,000万ぐらいの遊具が設置されると聞いていた。」とありますが、公園の遊具に関する補助金ですか。はい。

(答弁)

公園の遊具というようなところではなかったと思います。ちょっと私その辺、今ちょっと手元に資料がないので、明確にちょっとお答えできかねます。

(委員長)

では、これも発言からお願いします。「せめてワシのところには全部はだめでも、AでもBでもCでも、1つくらいもってきて」と、あなたは発言されています

が、このA、B、Cとは何の意味ですか。はい、証人。

(答弁)

もうご存じのように私も、例えばの話を度々、長時間にわたって全部話を、口数多くやっております。ですんで、そのときに、その具体的な何かがあったのか、例え話であったのかちょっと覚えておりません。

(委員長)

では、「決まってしまうてから見なくていけないといわれたらどうするのか。もう1度するのか。決まってしまうてから反対して。」と、あなたは発言されています。このプロポーザル契約が妥当でないと考えていたのであれば、あなたは本会議や委員会の中で質問や指摘は行われましたか。はい、証人。

(答弁)

そのときに妥当でないと考えたかどうかは。それは継続、自分の中で意識として継続したかどうか覚えておりません。ですんで発言をした覚えが余りありません。

(委員長)

では、これも、記録に基づく発言から質問、尋問をさせていただきます。「 頼みに行つて三割増しで補助金を下ろして」と、あなたは発言されています。これは何年度の何の事業の補助金を指しているのか分かりますか。はい、証人。

(答弁)

今ははっきりと覚えておりません。

(委員長)

はい。では、別の発言で。「ほかの案の一から百まで見せろと言っているわけではない。市長が見れるのであれば、市長のところに置いてくれば良い、置いてくれば良い。」と発言をされています。これは、市長から当該要求水準書をあなたは事前に聞き出すという意図で発言をされたんですか。はい、証人。

(答弁)

そんな意図はありません。

(委員長)

ではさらに、あなたは「新副市長にまた上手に相談する。」とも発言をされています。このような発想が行われるのは、過去に市長や副市長など幹部職員しか事前に知らない、知り得ない情報を引き出されたことがあったからですか。はい、証人。

(答弁)

一切ありません。

(委員長)

では次に、2019年5月22日の記録から尋問をさせていただきます。発言で、「私は私で怒った。松岡がああ言っていたので、たとえなんぼでも自分たちの取引先に、そんなとこでしたってくれるんやろか。」と、発言しています。この「怒った」というふうに発言をされていますが、これについては、あなたは、どなたに対して、なぜ怒られたんですか。はい、証人。

(答弁)

覚えておりません。

(委員長)

では発言。「取扱い高の大きい小さいは分からないが、それくらいのことしてもらわないと。」とも発言していますが、これはどういう意味かお分かりですか。はい、証人。

(答弁)

申し訳ないんですけど、覚えておりません。

(委員長)

芝生広場の発注のところでも聞かせていただきましたが、これはあなたが懇意にしている業者に対して随意契約等での業者選定に当該業者を入れるように求めているのではないですか。はい、証人。

(答弁)

懇意な業者とは、どこのことを指していらっしゃるのでしょうか。

(委員長)

これは記録に基づいての尋問ですので、その辺りの確認の意味です。はい。

(答弁)

懇意な業者というふうに記録に書いてあったんですか。私が懇意な業者に入れるいうふうに、そこで発言をしたということですか。そこは記録に残っているわけなんですか。

(委員長)

こちらから確認の意味を含めて聞かせていただきましたので。では次に行かせていただきます。

これも発言から聞かせていただきます。「メーカー的にこんなところがあるんやったら、別によそで買わんらんこともないし。」とも発言されていますが、

これもあなたが懇意にされている業者の名前を挙げて購入するように求めているんですか。はい、証人。

(答弁)

先ほどのお答えもいただいてないんですけども、懇意にしている具体的な業者の名前を挙げて、それでその場で職員と相談したという記録が残っているのをお尋ねでしょうか。

(委員長)

こちらから聞かせていただいていますので、反問権はないんですけども。

(松岡証人発言)

いやいや、それがあって、その業者が私と心安い、心安くないは答えさせていただきますけれど。

(委員長)

あなたが懇意にされている業者ですので、どこという形で聞かせていただいているわけではないんです。はい、証人。

(答弁)

そういうことはありません。

(委員長)

では、「予算措置、ちょっとでも補助金ようけくれと、東京まで三回ほど足を運んで、東京やと高く付くかもわからない。」と、あなたは発言されていますが、この発言の東京の行先は省庁ですか、それとも個人ですか。この文面によると政治家のようにも思えますがいかがですか。はい、証人。

(答弁)

省庁を回らせていただきました。

(委員長)

では、この発言の中で「高く付く。」とおっしゃっていますが、これはどういう意味ですか。はい、証人。

(答弁)

電車賃もかかれば、宿代もかかりますんで。はい。

(委員長)

では、この日の面談の冒頭で、あなたは、「パーティー券を倍買った。」とも発言されています。ここから、相手は政治家とも想定、想像されますけれども、そのパーティー券の購入もしくは金銭供与などを通じて、その方から省庁に対して何かしらの圧力をかけさせて、補助金を確保していることはありませんか。そういう事実は。はい。

(答弁)

浜手緑地のこの事柄とそれがどういうふうにつながるってお尋ねでいらっしゃるのかと思いますけれども。今回の不当要求に認定されたことについて、お尋ねになっていらっしゃるんじゃないのかと思うんですけども。

(委員長)

その中の議事、記録の中に、そういったあなたの発言が残っています。その中で、様々に「高く付く。」であったり、そういった発言があるんで、我々委員会としては、その発言に対しての確認を行わせていただいているんです。その内容に関して聞かせていただいているんですけども。

(松岡証人発言)

先ほども言いましたように、それがちょっと私分らないん（「不規則発言あり」）ですけども。（「不規則発言あり」）この不当要求の認定の、

(委員長)

はい。

(答弁)

この不当要求の認定のことに對しての調査権の範疇で、それをお尋ねになっていらっしゃるということでしょうか。（「不規則発言あり」）

(委員長)

こちらから尋問させていただいておりますので、それに対してお答えいただければと思います。はい、証人。

(答弁)

そんなことはありません。

(委員長)

では、次に行かせていただきます。（「不規則発言あり」）これも発言でお聞かせいただきます。「白浜の枠が一緒だと言われたらワシも辛い。」とおっしゃっております。記録によると。それでは、あなたは、正当な手続を踏まれずに、白浜地区については別格で予算を確保すると、この発言だと捉えられますけれども、そう求められている発言ですか。はい、証人。

(答弁)

別格扱いにしろと言った覚えは1度もありません。

(委員長)

では、「白浜の枠が一緒だと言われたらワシも辛

い。」という意味、意図は何ですか。はい、証人。

(答弁)

その点も例え話の中で言っているかも分かりませんし、そのときの流れで出た言葉ではないかと記憶します。

(委員長)

では、小学校からのアンケート調査の実施について、担当者は市場委員会で確認を行っていますが、あなたは、「アンケートを取って子どもの意見を聞いてくれというのは役所の考え方やろ、地元の松原自治会や白浜町内の考え方とちゃう。」と発言をされています。あなたは、5月17日の当局との面談で、公園について「誰のために作るのかという話だ。」と発言もされていますが、公園の整備には子どもたちは入っておらず、さらに言えば、子どもたちの意見は、あなたのいうところの地域の意向には入らないのですね。はい、証人。

(答弁)

そんなことはありません。市場委員会の中には小学校、中学校、幼稚園、子ども会、全て子どもに携わる方々の代表者が入られて、その中で協議を進めてきております。

(委員長)

しかし先ほど「アンケートを取って子どもの意見を聞いてくれというのは役所の考え方やろ、自治会や町内の考え方とちゃう。」というふうに発言されて、それに関して今お聞きしてるんですけれども。はい、証人。

(答弁)

子どもの意見、アンケートを取ったということが主になるということはおかしいと。委員会で各自治会の役員さんから小中学校、幼稚園、各種団体全部出てきた中で打合せをしてきて、その中の答えとしては、子どものアンケートを取りましたということが主になることはおかしいと。そういった意味で発言させていただいたと思います。

(委員長)

では、次行きます。市場委員会等での話合いに、産業、建設局長がほぼ出席されていたことは本委員会でも明らかになっております。このような地域部材の購入要望は、当該委員会の中で出ていましたか。

というちょっと質問が私がおかしかったです。申し訳ありません。ちょっと前段が抜けておりました。大変失礼しました。

その前の発言ですね、「地域の業者からの部材を何パーセント以上買ったってくれ。」という発言があります。これに関して、公共施設の建設で地元木材の使用を条件とすることはよくありますけれども、公園整備に係るもので地域部材に心当たりがあなたがありましたか。という質問を先にするべきでした。申し訳ございません。

(松岡証人発言)

ちょっと趣旨が、はい、はい。

(委員長)

はい、証人。

(松岡証人発言)

どうですかね。地元の資材を使ってやってくれというのを私がお願いしたと、それに対して相談があったのかということのお尋ねですか。そういうことですか。

(委員長)

そうです。その確認です。はい。

(答弁)

地場産業は様々にしてありますし、駅前でも安富の木材を使ったりという格好の姫路でするんだったら姫路で、ということは地元でする限りは可能であれば、そういうことも考えてほしいと。ということは自治会からも出ておりましたので、自治会の声を後押しさせていただきます。

(委員長)

はい。先ほど私が間違えましたが、市場委員会等での話合いに、産業、建設局長がほぼ出席されていたことは本委員会でも明らかになっております。先ほどのその地域部材の購入要望は、市場委員会の中で出ていたというふうにおっしゃいましたけれども、それは間違いありませんという質問を先にしてしまいました。申し訳ございません。これに関してはどうですか。はい、証人。

(答弁)

はい。そのように記憶しております。

(委員長)

では、次に行きます。これも発言ですけれども、「例

えば、契約した段階で業者がワシらと1度話しして、納得いかへんかったら変えたってくれるのか。」と、あなたは発言されていますが、この発言の「ワシら」というのは、「ワシら」なんて複数名であると思いますが、これは「ワシ」あなたと、「ら」誰のことですか。はい、証人。

(答弁)

要望した地域というふうに考えております。

(委員長)

では、あなたのこの発言の趣旨ですけれども、市が発注する公共事業の発注や物品調達は、法律に基づき実施されているはずですが、あなたの先ほどのこの発言の趣旨は、法を無視して、自分たちが満足するような対応を取れという意味ではありませんか。はい。

(答弁)

ありません。

(委員長)

では、この趣旨を教えてください。はい、証人。

(答弁)

この日本の国の主権者たる国民の皆さんの声、また市民、姫路市の主役である市民の皆さんの声などで大切に扱っていただきたいと、そういうふうにも意味を込めて申し上げました。

(委員長)

では、これも発言からです。「ケツまくってもたら、ワシら下がらへんで。」と発言されております。この発言は、取りようですけれども、自分たちの思いどおりにならないのであれば、市場移転を徹底的に反対して止めるとも、うがった見方かもしれませんが、そこまでの取り方は間違いですか。はい、証人。

(答弁)

はい、そのとおり、間違いです。

(委員長)

では、「ケツまくってもたら、ワシら下がらへんで。」という意味は何ですか。はい。

(答弁)

トラブルが生じた場合、なかなか収めるのに苦労しますよとそういうことでございます。

(委員長)

これも発言からです。「ワシ黒川さんとでも誰でも

話ししてくる、話ししてくるがな。」とあります。これは黒川前副市長のことだと思いますが、担当者が対応しないと言えば、幹部職員である副市長に圧力などをかけて要望を通そうという意味ですか。はい、証人。
(答弁)

担当の職員さんの範疇を超えてるような気配がありましたので、じゃあ上司である方とお話をさせていただくべきかなというふうに思ったので発言しました。

(委員長)

そういう発言というふうにお答えになりましたが、このようにですね、担当者が難色を示すと副市長などの幹部職員に連絡や面談を行うことは今までもありましたか。はい、証人。

(答弁)

難色を示すという場合と、どう考えても市民目線、住民目線でおかしいという場合もございます。ですんで、私の側は難色を示したから言うということではなくて、市民目線、住民目線からするとこれはおかしいでしょう、じゃあ、あなたが理解できないのであれば、副市長さんなり局長さんに理解できる方にお話をしたいと。こういうふうな趣旨で申し上げたと思います。

(委員長)

では、これも発言から尋問いたします。「総替えせえって言わんならん。」と、あなたは発言されていますが、これはどういう意味ですか。職員の異動を求めるとい意味でよろしいか。はい、証人。

(答弁)

その前後、どのような言い方をしているか分かりませんので、ちょっと、どういった意味で発言したか、私分かりません。

(委員長)

発言の意味がちょっと分からないというふうにおっしゃいましたけれども、前回の百条委員会でも判明しておりますが、あなたは職員の異動を求めていました。今回もそうですが、自分の思いどおりにならない職員であれば、人事異動を求めていますか。はい、証人。

(答弁)

前回の百条委員会でも申し上げましたように、その話の流れで、それを異動を目的としてしゃべらせてい

ただいたことはありません。そのような流れの中で、言葉として出てきたというふうに解釈しております。

(委員長)

流れの中で出てきたとおっしゃいましたが、それだけ当該職員に失態があったということですか。はい、証人。

(答弁)

私はそのように感じております。

(委員長)

では、その内容を具体的にお話いただけますか。その失態の内容。証人。

(答弁)

すぐには覚えておりません。

(委員長)

はい、では次に行きます。これも発言からです。「何も高いもん買えとか、そんなことは言うつもりないんやで、あとでひとつも声が掛からなんだゆうたら、ストップせえて言わなあかんこともでてくるやん。」と発言があります。これは、この発言は誰が誰に対して何についてストップとおっしゃってるんですか。はい、証人。

(答弁)

その前後のお話からでないと、ちょっと今思い出せません。

(委員長)

発言から尋問してるんで、しっかり読んでいただきたいし、資料も提供しておりますので、その辺り、ご答弁、お答えをいただければと思います。

また、これも発言からなんですけれども、「そういうような所の分かった業者やなかったら困るところもある。」とあなたは発言されています。どのような困ったことが生じるという発言なんですか、これは。はい、証人。

(答弁)

例え話で言っている可能性もあり、その趣旨については、今明確に覚えておりません。

(委員長)

はい、これも発言からお願いします。「うちの連中もそこはきちっと話まとめて行ってなかったゆうこと。」ともあなたは発言されていますが、この発言の中の「うちの連中」とは誰のことですか。人名

までは結構ですので、具体的に説明をお願いします。

はい、証人。

(答弁)

その前段が分かりにくいのでちょっと分かりません。

(委員長)

これも発言からお願いします。「皆にダメ押しの念押ししときます。」と、これも発言されていますが、誰に対して具体的にどのような内容について駄目出しを行っているのか分かりますか。これも分かりませんか。はい、証人。

(答弁)

はい。分かりません。

(委員長)

また、各委員から質問があるかもしれませんのでよろしくをお願いします。

では、次に、2019年11月18日の記録から尋問をさせていただきます。これもあなたの発言で、「自治会がウン言うたら松岡の頭抑えできる思たら大きな間違い。」とあります。あなたはしばしば公園整備について地元の意向を挙げていますし、この後段でも「市民の言うことが聞かれない仕事して」など「市民」と発言をされています。この自治会が納得をすることは、地域や市民が納得することと同じ意味ではないんですか。この発言では別々におっしゃっていますけれども、その発言の意図はどういうことなんですか。お答えください。はい、証人。

(答弁)

よく、覚えてはおりません。

(委員長)

では、あなたは先ほども申しましたが、あなたはしばしば公園整備において地元の意向を挙げてらっしゃいます。ここでの地元は、どこの地域、組織、誰の意向を指していらっしゃいますか。はい、証人。

(答弁)

姫路市に要望を出している灘の松原自治会の要望、意向です。あ、すいません。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

白浜町連合自治会からの被っている部分もあろう

かと思しますので重ねて言うておきます。

(委員長)

地元の意向、先ほどお答えになった灘の松原そして白浜連合自治会というふうにお答えになりましたが、それらの意向は、しっかりと書面で残っていますか。はい、証人。

(答弁)

自治会のほうから要望書が出てるというふうに思っております。

(委員長)

では、またこれも発言からお願いします。「本会議で吊し上げてクチュクチュに言うてもたる。」とあなたは発言されています。この後の5日の本会議で、その辺りきちんと質問して答弁を求められましたか。はい、証人。

(答弁)

そのとき、その後は話としては、理解されて落ち着いたというふうに思っておりますので、質問しなかったと記憶しております。

(委員長)

ただ、発言、記録の中でですね、「5日の本会議で姫路市にこんなことやられてもたんや言うて話せなしょうがないな。」とも発言されていました。こんなこととは、プロポーザル契約の提案内容を変更させることを認めさせないことを指しているのか。その辺り教えてください。はい、証人。

(答弁)

そういう具体的なことではなくて、自治会としての声、地域の声をして、しっかり聞いているのかというような意味で叱ったと思っております。記憶しています。

(委員長)

では、「総務省に聞きに行ってくる。」とか「法律に決まったように仕事せなあかんであんたら。」とも発言されていますが、総務省の見解はどうであったんですか。また、プロポーザルの提案内容の変更を認めないことは、どの法律に照らし合わせた結果で、違法行為に該当するんですか。あなたの発言から。お答えください。はい。

(答弁)

総務省には聞きに行ったことは、いろいろありますんで、それを聞きに行ったかどうかは明確な記憶はあ

りません。

(委員長)

どの法律に照らし合わせたか、そこのお答えはいかがですか。はい。

(答弁)

どの法律に照らし合わせてってということで、プロポーザルの法律について照らし合わせた覚えはありません。

(委員長)

これも発言からです。「市場の開場に合わせていうんやったら市場一年遅らせてもうてもええんやで、遅らさず術なんぼでもあるから。」ともあなたは発言されていますが、この発言の趣旨、つまり、どうやって遅らせる予定だったんですか。はい、証人。

(答弁)

ちゃんと説明させていただきますと、長くなるかも分かりませんが、本来のこの市場計画自身が採算ベースというのが、私は合っていないと、今でもそれは思っております。だから、そういった形で採算ベースを経営戦略等の回答も本会議でももらうこともなしに強引に進めてきたというようなことがあるので、これは、いざとなつて、国の農林水産委員会でも提出していくことによって、意義をただしていただく可能性のあることであると、いうふうに私の中では考えておりましたので、そういった物言いを今までさせていただきました。

(委員長)

では、市場の移転を妨害するという意味ではないんですか。はい、証人。

(答弁)

当局の妨害ということは、ではなくて、当初の計画どおり、これは本会議で記録として残っておると思いますが、経営戦略に対してのほとんどの答えがなかった。だから、31項目質問させていただきましたが、28項目に対して回答がない。そのまま着工に突入してしまってるというようなことについての異議はあくまでも残っていますよと。というようなことで、これが本当に正しいことなのかと今でもそれは思っております。そういったことを、天下晴れてただしいくってということも地域にとっては、1つの方法としてであると、というふうに思っております。

(委員長)

では、これも発言ですけれども、その後ですね、「業者もこのあと呼んだろ思とんねん。」とあるんです。これは、プロポーザル契約の請負業者のことか、ご記憶にありますか。この業者を誰を呼ぶというふうな。はい、証人。

(答弁)

覚えてません。業者。私は、市場の5社のことかなと思っと思ったんですけれども。

(委員長)

これも発言ですけれども、「石抱かして」、「ワシがバッチを付けとう限り前へ立つで。」ともあなたは発言されていますが、このような発言、このような行為は、議員の立場を利用して、相手に畏怖を覚えるような行為ではないんですか。はい、証人。

(答弁)

有権者から選ばれてバッチ付けさせていただいた人間の責務というふうに考えております。

(委員長)

では、決して威圧的な対応を、威圧的にはされてないということよろしいですか。証人。

(答弁)

この委員会でもそうなんですけれども、委員長の質問の中で、浜手弁になりますと、結構、委員長自身が言いにくそうですんで、これだけ文化が違うと、というようなことも現実ございます。例えば、海岸部と我々の。だからの元々の言葉遣いが根本的に違うというところもご理解があった上で、普通に言っても声が大きいから威圧的に捉えられるということは、度々あったのかなというふうに考えています。

(委員長)

はい、これも発言からお願いします。「本会議で聞いたるさかいにどっち言うんや、何回も言いよるように本会議で言われへんことしたらアカンよ。」ともあなたは発言されていますが、当局が本会議で答弁できないような違法であったり、不適切な事務執行を執ったのであれば、あなたが知っていることをお話いただけますか。はい、証人。

(答弁)

市場のことで関係なく、市議会議員としてやらせていただいて、例えば、飾磨橋東公民館のことなんかは

全くの条例違反やと。それから先般のデジタルサイネージのことも広告塔等については条例違反だと。だから、条例違反が度々、姫路市はやっていらっしやるなあと。そして、それらに対して処分者もほとんど出ていない、という現状については、常に議員として腹立たしく思っております。

(委員長)

では、これも発言からなんですけれども、プロポーザルによる業者提案の内容を変更できないことが、「業者と足並み揃えて地元苦しめるような格好」というふうに発言されていますが、どうしてそうなるのですか。地元をどう苦しめることになるんですか。はい、証人。

(答弁)

この記録票の中には、その当時の公園の紛糾ってところが書いてないわけなんですよ。書いてなかったと私は記憶しています。だから、どちらかというと、松原自治会の市場委員会が約半年近くにたつて、各種団体をみんな呼んで、公園のこの打合せをしたにも関わらず、現状上がってくるような格好のことが、大変地域の意向とかけ離れてたと、というような格好のことが、地域の皆さんの憤慨、言いますか、あれだけ打合せしたのにと、というような形。それともう一つは、この公園のこともそうなんですけれども、全て市場進出に対しては、地域の住民の感情としては建築基準法51条にありますように、迷惑施設の進出やと、いう感覚、感情であります。また、建築基準法上もそういった形で都市計画審議会にかけてるわけですから、そういった観点で地域の皆さん方がお取りになっておられる。その上で全て発言の元には私はなっております。

(委員長)

では、これも発言から尋問いたします。「今度から説明するときみんな総替えて来年度からそないして、そやなかったら市場のこと前へ行かへん。」先ほどもあります、総替えという言葉がまた出てきております。これは黒川前副市長等に対しての人事異動を要望する発言ですか。はい、証人。

(答弁)

おそらく前後の文脈からも立腹したときのはずみで出た発言というふうに思っております。

(委員長)

では、具体的に誰々を総替えせよという趣旨かお分かりですか。はい、証人。

(答弁)

先ほど言いましたように、そのときにぼつと言葉として出たということなんで、具体的に誰ということは覚えておりません。

(委員長)

ぼつと出たとおっしゃいましたけれども、このぼつと出ですけども、特定の職員を異動させなければ、市場移転は認めないという理解でよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

先ほど来言っております、例えばの話、または話の前段が私も長いですから、その目的、総替えするもしくは異動を強く要求するというような目的を持って発言した覚えは1度もありません。

(委員長)

では、これも発言からです。「27日に地元に見せて、そこで揉んでもらって様々に変更が出て来るというものであるべき。」と、あなたは発言されていますが、これは、あなたと担当部局で請負業者からの提案内容について、地元からの意見を元にデザイン等は幾らでも変更しますと何かしらの確約があったということまで理解してよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

確約というようなことは覚えておりません。なかったと思います。また、言わなかったと言うたほうがいいかも分かりません。

(委員長)

発言から、「こんど課長と係長と総務局長呼んで聞いてええか、人事課長と。」とも発言されていますが、これはどの課長と係長のことを指しているのでしょうか。はい、証人。

(答弁)

そのときにいた課長、係長さんであったと記憶しません。

(委員長)

こんど課長と係長と、さらにはですね、総務局長と人事課長とを呼んで、あなた、この2人のことについて何を聞かれるおつもりだったんですか。はい、証人。

(答弁)

職員倫理条例にあります、職員は要望を真摯に受け止めと、十二分に誠意ある対応というようなところが書いてありましたので、それらについて、どういうふうに徹底しておられるのかと、というようなことを、そのときは聞きたいと思ったと思います。を記憶しております。

(委員長)

では、これも発言ですけども、「今まで局長とこだけ話をしながら下が他所向いて自治会行って好き勝手なこと言うて来る。」と発言をされています。これは、あなたが今まで局長に要望を出して、それについて局長が了解していたと流れてよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

はい、そのように記憶しております。

(委員長)

そうであれば、この件に関して具体的に内容を教えていただけますか。

(答弁)

詳しく覚えておりません。

(委員長)

では、あなたの要望自体が、市の事務執行のルールに従えば「対応できない」、「困難である。」との当局からの説明はありましたか。はい、証人。

(答弁)

一切ありません。

(委員長)

では、この発言の中で、この「下が他所向いて」との発言がありますが、この意味は不適切な事務執行を幹部職員から命じられたからこそ、担当者は公務員として従うことはできないという対応から来たものとは、あなたは感じませんか。はい、証人。

(答弁)

上下の信頼関係のなさ、もしくは幹部職員の頼りなさから下が言うことを聞かへんのかなという形で取っておりました。

(委員長)

では、引き続き、発言から。「契約間違いなから早しとけよみたいなことを公園と業者の間で打合せができてしまうということがそれは癒着の1つと違

うんかい。」と、あなたは発言をされていますが、あなたは地元の特定の会社の資材を使うよう要求したりされています。その地元の特定の業者とあなたとの関係はいかがなんでしょうか。

(答弁)

その特定の会社とはどこなんでしょう。

(委員長)

それをお聞きしているんですけども。

(答弁)

書いてあるから特定の業者と、をそれを使おうとしたというふうに委員長はおっしゃっておられると思うんですけども。どこでしょうか。

(委員長)

答えはないでよろしいですか。次に行かせていただいてよろしいですか。(「不規則発言あり」)

(松岡証人発言)

聞いたこと以外、答えるなということですから、聞かれたことにちょっと(「不規則発言あり」)私は疑義があってお尋ねただけのことです。

(委員長)

では、次に行かせていただきます。これも発言からお願いします。「今東京の方からちょっとバルブをひねったら姫路市困ること出てくるんやから、会計検査やったらなんぼでも入れたる。」ともあなたは発言されていますが、この発言の中で、姫路市が困ることとは、何なんでしょうか、はい、証人。

(答弁)

正直に申し上げますけれども、実は市場の補助金を場内事業者とお話をされるくんだり、当初、当時の記憶が、形だけでええからと、形だけ整えたら、それで農水のほうはお金を出してくれると、というような形のことを、職員が、運営協議会の皆さんとお話されているときに言っているわけなんです。それ、大分大きな資料としていただきました。もう何年も前の話ですけども。そういうことがベースにありましたんで、逆に言うと本来はどうやったんですかと、というような形のことを本省にお尋ねに行くというような形は、有効やというふうにその当時から考えてました。

(委員長)

会計検査まで必要という発言もありますけれども、ということとは、不適切な事務執行をあなたは把握され

ていたということにもなりますけど、では、それをです、ね、本会議や委員会で指摘して、是正措置等を取らせようと思えなかったのですか。はい、証人。

(答弁)

例えば、その前段で先ほど申し上げました公民館の条例違反のことも本会議で追及されましたけれども、私の個人的な疑義の追及みたいな格好にしかありませんでしたので、これもおそらく議会で諮っても、議会の中でついてこられる方があるか、あられないのかも分からない。そういった中であえて追及しませんでした。副市長には申し上げました。

(委員長)

では、これも発言からですが、「ワシ自信を持って市場止めるで、ちょっと頭にきとんねん。」とも、あなたは発言されています。ほかの事案も含めてあなた自身の要望どおりにならない、もしくは気に入らないことがあれば、「市場移転を止める」という発言を元に、たびたび執行部に対して行わせておりましたか。そういうご発言対応を取られておりましたか。はい、証人。

(答弁)

私の一存というような場合に、何もそんなこと一度も言った覚えはありません。地域の意向、住民の皆さんの意向、そういった形の、これは本会議の、度々、私も申し上げさせていただきましたけれども、市場の移転が主になっている、地域住民に対してが従う、従になっている。そういった格好のことを何度も何度も本会議で4回くらいお話させていただいて、その都度、その都度地域住民の皆さんに對しまして、もっと言うことは市長、副市長、産業局長からいただきましたけれども、現実にはまた、さっき言いました上が右向いてるけど、下が左向いているというような状態があったので、自治会の役員さん、地域の住民の皆さん方も困惑をされましたし、紛糾もされました。そういったこともありましたので、お灸の意味で、言葉として出たことはあると思います。

(委員長)

お灸の意味でとおっしゃいましたけれども、「市場移転を止める」と、発言はです、ね、この日が初めてなのか、そういう趣旨ではないにせよ、度々そういう形でおっしゃっていたのか、再度確認させていただきま

すか。はい、証人。

(答弁)

お灸の意味でということもございますけれども、度々ございます。

(委員長)

これも発言で、「大久保体器やったって姫路市と喧嘩するんやったら裁判でも何なりすりゃええこと」と、発言をされています。正当な手続を踏んで、契約を締結した相手方に対して、市が自身の、自身の責務を一方的に被るよう要望しているのですか。この発言は。はい。

(答弁)

そういう趣旨で言ったのではないと思います。

(委員長)

では、その趣旨をお答えください。はい。

(答弁)

よく、覚えておりません。

(委員長)

これも発言ですが、「本来中川さんなアンタと話したようにしといてくれ。」と発言されていますが、これはどういう意味ですか。はい、証人。

(答弁)

建設局のトップに、地域に、そのときの発言は、その前後に局長も現地に来られて、市場委員会等々に来られたこともあるし、だから直接聞いてるはずやと、地域住民の声をと。だから、それをもうちょっと部下にもきちんと示して威令の届くようにしといてくださいと、そういった意味での発言だと思います。

(委員長)

これも発言ですけれども、「とにかく局長あたりに呼ばれて、どうじゃこうじゃ言うて思うようなやつが下におること自体が間違い」とも発言されています。これは違法や不適切であっても上司からの命令であれば、黙ってそれに従えという意味で発言されたんですか。はい、証人。

(答弁)

そういう意味では、一切ありません。

(委員長)

では、これもどういう意味で発言されたのか。はい、証人。

(答弁)

これまでの姫路市の失敗を鑑みますとですね、上の判断が間違っていることが往々にあり、また、直接の担当者の失敗も、間違っている失敗も往々にあって、そういったことを鑑みて、常にそのような状態にあったと、またあるであろうというふうに危惧しながら、意見を申し上げておりますので、そういった流れで申し上げました。

(委員長)

では、これも発言ですけれども、「春先にかけて人事も言うとかさかい。」と、あなた発言されています。この春先にかけての人事、人事の誰かに何か伝えましたか。はい、証人。

(答弁)

何も伝えてません。

(委員長)

はい、私からは以上です。それでは、大会派順に尋問をお願いします。市民クラブさん。はい、副委員長。

(質問)

市民クラブを代表しまして質問をさせていただきます。

まず、今の委員長の包括質問の中で、何点かご確認させていただきたいことがありますので、よろしくお願いします。まずは、プロポーザルの提案、これをほかの案も含めてですね、見せてほしいというご趣旨に、当局からは見せれないということで、その部分をですね、市長のところに置いてくれば良いということで質問されましたけれども、前後の文脈まで読み上げさせてもらいますと、「ほかの案の一から百まで見せろと言っているわけではないと。市長が見るのであれば、市長のところに置いてくれば良い。市長が電話してくるのは市長の勝手。そういうことやろ。おたくら知らんことや。市長に見てもらってくれ。市長が話、市長が聞いておこうかと思うのは勝手。やり方などはなんぼでもある。新副市長にまた上手に相談する。あんたらが詰め腹を切らされたりするようなことはないようにする。いつも言っているように。」っていうのが、前後の文脈を含めた、先ほどの市長のところに置いてくれば良いということなんですけれども。そういう今の委員長の質問の中で、市長のところに持っていけば、見れるということですかということに対しては、松岡証人は「そういう意図はなかった。」という

ことなんですけれども、では、この発言、前後の文脈も含めてなんですけれども、どのような意図であったのか。改めてお答えいただければと思います。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

市長、副市長は特別職でございます。政治の部分もやらないかん、これは当然のことです。だから、職員というのは、公務員仕事、いわゆる役人として行政。しかし、特別職からは、政治というような中でもどうしても市民の皆さんに対して、行政的な決着だけで着かないこともあると、いうことは、政治的な決着も着けなければいけない。常に私は議員としてそういうふうに思っておりますので、そういった観点でそのように発言させていただいたと思います。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

では、質問に入ります。先ほど、これも委員長の質問の中ですね。これもプロポーザルの公園の大型遊具についての質問の中で、地元の意向という部分について、書面で提出をされておりますかという質問がなされました。松岡証人からは、地元要望が書面で出ていると思いますという証言が今ございました。委員会の資料を確認させていただきますところ、平成31年1月21日に松岡証人から当局に対して、松原、灘の松原自治会長名で要望書が出ておりますが、その中身は、1つは時計台を設置してほしいということ、もう1つは案内板及び掲示板を設置してほしいということ、もう1つは、街灯やベンチを設置してほしいということの3つの要望が上がってます。大型遊具に関しては、一切地元からの要望は上がっておりませんが、大型遊具の仕様の部分を含めての改めて要望の、要望書を含めての何か書面でのご提示はありましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

約半年間にわたって、公園の遊具については市場委員会と建設局、産業局も来て打合せをしておりますので、改めてその部分で要望書が必要であるなら、当局がその場合、言ったと。私はその場面で、要望会み

たいな格好のことをしているわけですから、あえてそれがあるのかなというふうに思いますけれども。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

今、いろんな市場委員会の中でいろんな要望会があったということでございますけれども、改めて、松岡証人がこのたびの大型遊具の仕様、いろいろと地元の要望である地域の要望であるということで、いろいろな要望をされている中でですね、地域の地元の資材みたいななんを使ってほしいというご要望されています。市場委員会の中で、改めて確認させていただきますけれども、出たという感じでよろしいのでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

はい、それで結構です。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

具体的に地元の資材っていうのは、どういうものを指しているのかってことを教えていただきたい。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

当時出ましたのが、やはり鉄鋼、鎖なんかは、鎖、マッチが戦後の昭和の主力産業でございましたので、その鎖を使ったようなモニュメントみたいな格好のことはできないか、また、そういった業者が多いから、なるべくやったら、例えば、ネットなんかもロープでなしに、チェーンを使ってっていうような形のことを確か役員さんもその場でおっしゃっておられた方もいらっやっと思います。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

私も不勉強で改めてご質問させていただきたいんですが、白浜地域に鎖とか具体的にご提示された業者さんってのは何社程度、たくさんあると今おっしゃられたんですが、何社程度ございますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

世界のトップシェアを誇っておる濱中製鎖さん、また、それに連なる協力会社さん、しかし、協力会社さんも濱中さんの仕事だけしとってのわけじゃないですから、だから、そういった形で何社あると言われたら、私も数えたことないですけれども、3社、4社ではないのは事実です。南部鉄工団地もございますので。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

質問変えさせていただきます。11月の、このときにもらった11月の副市長、黒川副市長の副市長室でのやり取りの質問もたくさん今委員長からされました。で、細かい部分は結構なんですけれども、副市長室で今、部長、局長以下の担当職員と黒川副市長と松岡証人が様々なやり取りをされている記録が、音声記録の記録が残っているんですけれども。こういう副市長室で担当者を呼んでいろんな事業についてですね、この公園の事業に絞ってでもいいんですけれども、こういうやり取りってのは複数回あったのですか。それとも、このときが唯一だったのですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

このことについてということですか。この公園のことについて。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

このときだけやったと思うんですけれども。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

非常に、先日2日前の担当職員の証人尋問、松岡証人も傍聴席におられたということで、どういう証言されたかっていうことはお聞きになられてたと思うんですけれども、かなり松岡証人は激高されておられたと、いう証言がございました。で、黒川副市長に…おっしゃるには、黒川副市長はそもそのそういう場面を記憶されてないというご証言があったわけなんで

すけれども、記録を読んで何とか思い出せるかなぐらいのことであるということを黒川証人はおっしゃいました。

初めてのこと、1回しかなかったことの割には、そういう記憶、職員が受けた感覚と、黒川副市長が受けた、前副市長が受けた感覚と違うなど私は感じたんですけれど、松岡議員の、松岡証人の今回の大型遊具以外のことで、黒川副市長の副市長室でも様々なそういうやり取りというのは、この件以外ではございましたか。ほかの職員含めての副市長室でのやり取りというのは。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

明確に何回というように記憶は定かではありません。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

秘書室、私は今までは秘書室なかなか行くことないんですけど、頻繁に副市長と先ほどの証言の中でも、地元の、市民の声が届かない、局長や担当者では届かない場合には、その上役である、特別職である市長と副市長とやり取りをされておったという証言があったんですけれども、その頻度っていうのは、月1回程度とか事業ごとにあったのか、どの程度っていうのは、詳しい10回とか20回っていうことではないんですけど、週に1回、月に1回、年に2、3回、どの程度あったのですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私の記憶する範囲では、いわゆるところの職員、担当職員さんのいわゆる行政と政治のはざま、隙間その辺に対しての対応、やっぱり市民の皆さんに向けてご理解をいただくために、ある意味、行政が、行政を政治がやっぱりリードしていかなあかんというような話をしなければいけないときは副市長のところをのぞかせてもらったと、そういうふうに考えております。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

はい。改めて副市長室で、激高されるというシチュエーションってということが、非常に今回の事象の中でプロポーザルの契約の話と、それと職員に対する、先ほどありましたけれども、威圧的ではなかったかというような確認の質問もございましたけれども、松岡証人からは、それは浜手の言葉であり、声が大きい、威圧的に捉われることがあるということであったんですけれども、その職員、特に幹部職員が激高されておられてというような受け止めをされるっていうことに対して、今、松岡証人としてどのように受け止めておられますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それは、このたびのまた、こないだの傍聴もそうですけれど、不当要求と感じた、感じなかった、人それぞれの主観性の問題やないかというふうに思っておりますので。私の声をもう大きい、柄が悪い、やかましいと捉えられる方もいらっしゃったら、それが普通じゃないのかというふうな方もいらっしゃると思いますんで、声が大きい人が。ちなみに、その副市長室に入った1番最初のテープのほうを聞いてください。これ、私、公文書公開でいただいたんですけれども、談笑から入っておりますので。だから、その部分はやっぱり、叱責をしなければいけない部分、しかし、そこへ森さんが言うてましたように、勘違い、私の勘違いも、勘違いして怒っておられるという格好で、後で、そのとき、ちょっと分からなかったんですけれども、そんなこともありましたんで。様々な要素があったというふうに思っております。

(委員長)

では、次、公明党さん、いかがですか。はい、西本委員。

(質問)

全般的な話なんで。冒頭で、資料を読まれたかって言われたときね、例えばと言葉がちょっと抜けているというお話でありましたけれども、例えばがあるとなんでは、ちょっと、全体の意味取りが違うと。委員長からの質問も、必要ないのではないかというような思いがあられるということではないですかね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

はい、例え話ですから。私がそれを欲しているわけじゃありませんので。

(委員長)

はい、西本委員。

(質問)

例え話をご自身おっしゃられて、例え話を長時間することがあるとか、それとか前段が長くなるとか、そういったことも言われておりましたけれども、これは、自分の性分なのか、それとも交渉術として持つてはるのか。そこはいかがですか。

(委員長)

証人。

(答弁)

大概、本会議、一問一答長いほうなんで、私の性格的のところから来てることかなというふうに感じています。

(委員長)

はい、西本委員。

(質問)

例え話であっても、その中にはやっぱり本音と言いますか、根本、根拠があつてのお話だというふうに思っておりますので、はい。ちょっと、もう1つだけ。先ほども、今も談笑から入られたけれども、途中で語調が変わったという話もございましたけれども、やはり義憤に感じられたこととかやっぱりそういうことがあると、つい感情が激してしまうことがある、語調が強くなる、また、思っている以上のことを強く言うてしまうということはあるとお考えですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

不徳の致すところですけども、あると感じております。

(委員)

以上です。

(委員長)

よろしいですか。はい、次、新生ひめじさん。はい、杉本委員。

(質問)

先ほどの委員長のご質問の中で、発言に基づく部分で、「ワシ自信を持って市場止めるで、ちょっと頭きとんねん」の部分のご質問がありました。要望どおりにならなければ、松岡証人はこの言葉を、度々使われるのかということに対して、地域の意向を実現するために、ということと度々この言葉を使ってきたというふうに証言をされました。

それまでの様々な不当要求を調査する中で、まずは市場のこの事業を実現をさせたいという思いが市の中にあることも分かりました。その上で、市場を止まったら困る。何とかこの事業を前に行かすために、ということも含めて不当要求になってしまった、応じたという証言もありました。松岡議員は、度々この言葉を使ったというふうに言われましたけれども、この言葉を使うことによって、あなたの要求が実現できたという思いがありますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それはありません。

(委員長)

はい、竹中委員。

(質問)

1つだけちょっと、松岡さんの今の答弁、全体の答弁聞いてて思ったのね。まず、不当要求ってのは、単に言動だけでなく、大きな声を上げたり、荒げたりする、言動だけでなく、ね。やっぱり、法令、法律に違反したり、遵守できない不当な内容を要求したりすることを、そのことのほうがある意味強い面もあるんですよ。で、松岡さん、自分の声が大きかったり、粗野な、言い方が悪いけれども、粗雑な言動な、これらは白浜の文化やから、それは理解してくれと、このようなお話したんやけど、私はね、非常にこうあなたの認識が間違っていると思うんや。で、なぜかと言えば、もちろん言葉というのは、仕事と非常に、こう深く関わっているということあるけれども、浜手の人たちが、魚屋さんのような仕事を中心に、力仕事であったから、そういう言葉使いになるんやという側面も歴史的にはあると思うけれども、現在では、白浜の人たちの職業ってのはもう多様な職業で、普通の地域と全市

的な地域と何ら変わらないと思うんやな。そういった意味で言えば、白浜だけが何か言動が粗雑や粗野になってしまってるかのようなことで、ごめんしてほしいというようなあなたの発言は、白浜文化っていうようなものを非常に認識する上で、間違ってるんじゃないかと、そういうふうに私は思うんです。こういった場で、そういったことを堂々と言われることに、非常に私は違和感を持つし、あなたはいつもりで言うてるんかも知らないけれど、そら白浜町の人たちや浜手の人たちをある意味侮辱することになるので、私はそのような認識するのは、非常に気をつけていただきたいと思っています。もう一つは、あなた自身かて、本会議で質問されるとき、私は、あなたの質問ってのは、非常にユニークで、大変面白いなと思っていつも聞いているけれども、あなたが本会議場で質疑応答の中でも一問一答の中でも、役所の職員に侮辱的な態度を取ったり、あるいは誰が考えてもおかしいなと思うような発言はしてないやんか。ね。議員としてちゃんと、公の場ではきちんとした態度を取られているやんか。ね。そのあなたが、その白浜町の文化やから、ごめんしてくれということではなくて、やはり、ちょっと待って、人がしゃべってるんやから、「不規則発言あり」、だから、あなたが、先ほど白浜町の文化と言ったけれど、本当にあなた自身が、ね、白浜町の文化として、こういう発言、激昂したり、そういったことを肯定しようとするのか、このことだけを聞きたい。

(委員長)

質問に対して、言葉の話をされたんで、それに関するご質問やと思うんで。はい、何か。

(松岡証人発言)

白浜町を特定せないといかんということなんですか。浜手という言い方をしましたけれど。

(委員)

じゃあ、浜手でもいいですよ。だから、浜手の文化なんかとそないなると。

(委員長)

はい。

(答弁)

文化というのは主体性、主観性様々な格好のことがありますわね。だから、姫路市におられても、姫路より…。私は、私の主観の中でそういった、けんか祭り

もやっております。命がけでやっております。そういったところもあります。そういったところで、声が大きかったり、過去、読売新聞の甲南大学の教授の記事もございました。塩田があつたりしたから、元々地声が大きいんであろうと。そういった歴史的なこともあってというふうに感じております。だから、通常に「どないしょんどい。」というような言い方を普通に言うわけなんですけれども、それが荒っぽく聞こえたり、厳しく聞こえたりっていうような格好のことは、あるのかも分かりませんので、そういったところは、文化と言い切るつもりはありませんけれども、浜手の人間の特有、浜手言葉かなというふうに考えております。

(委員)

じゃあ、いいです。

(委員長)

じゃあ、次、創政会さん。

よろしいですか。共産党さん。はい、谷川委員。

(質問)

何点かお願いします。1つはですね、先ほど補助金のことを委員長が聞かれてて、その影響力が及んでいるか及んでないか分からないと。ただ、都市局から2か所増えてたっていうのを見せてもらったと。だから、それ以外は多分、分からないということなんだと思うんですが。分からないと言いながら、いろんな記録を見ますとね、再三補助金を減らすとか、止めるとか、そういう発言をしてるんですけども。先ほども言った、及んでるか、影響、補助金に対する影響力が及んでるか分からないのに、なぜ、そういう補助金を減らすとか止めるとかいう発言を再三するんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

止めるというような格好のことは、実態が逆にそれに沿うてなかったら、きちんと言うていった場合に止まる可能性、私はゼロではないというふうに考えております。例えば、食肉センターなんかにも会計検査院が入ったり、過去にしております。そういった形で、会計検査院に対して、また、これの使い方、これでいいのかと。いわゆる内部告発というような形のことを考えたら、そら方法として、何も全然可能性のゼロのことを申し上げてるんじゃないです。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

聞いていることと違うんですよ。じゃあ、補助金を減らすと、よく減らす、減らすと言ってますけれども、で、影響が及んでいるか、及んでないか分からないのに、何で減らすっていう発言を繰り返すんですかと聞いているんです。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

市場の仮に補助金が出る場合も、国のほうは補助金を下ろす場合、当然のことながら、副市長の昨日の答弁、いや一昨日の答弁もあり、元副市長さんの答弁もありましたけれども、やっぱり農水省なんかから、きちんと近隣と上手にやってくれ、地域住民としっかり、補助金を決めてるのに、地域がワーと反対を起こすというような格好がないようにと、というようなことも行政を進めていく上においては大事なことで、だから極端に言うたら、そういった形で地域住民のあくまでもこの国の主権者の皆さん方の声ということに対しては中央は敏感であるというふうに考えております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

はい。それから先ほども出ましたが、市長のところに置いといてくれと。それで、それは見せてほしいという意図はないというふうに言われたかと思うんですけども、じゃあ、なぜ、市長のところに置いといてくれればいいと言われたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

市長が様々に、また政治的な判断を下されることもあろうかというふうに思いましたので。そのようにお願いしました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

これも先ほど委員長も聞かれたんですが、まあ、総

替えるとか、人事に伝えるとか、そういうこと度々
言われています。これは、その異動とか、それは目的で
はないと。目的でもないのに、度々このフレーズを使
う理由を教えてください。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

口から出たということでございます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それ、口癖ですか。

(委員長)

証人。

(答弁)

口癖かどうか分かりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それと記録の中にですね、部長が、まあ、こう局長
も部長もいて、部長が「そういうことは決して思っ
てないんですけど。」って言った後、松岡議員が「なん
ぼでも喧嘩したんで、ちいと1期や2期、かち喚いた
り机蹴ったりせんでも今」っていうふうに言われてる
ですけれども、この意味を教えてください。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

よく覚えてません。

(委員長)

はい。

(質問)

1期や2期のときは、かちわめいたり机を蹴ったり
したという理解でいいんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

趣旨を覚えてませんので、何ともよう言いません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

記録読んでないんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そういう箇所があったかどうか、ちょっと今記憶に
定かではありません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

そしたら、記録兼報告書にですね、先ほどもあれで
すけれども、「職員の前でワシを叱りつけてくれるん
はそれは地元の声やから受け止めなアカンけど、自治
会がウン言うたら松岡の頭抑えてできる思たら大き
な間違い、オレは体張ってやっとなるからな、パワハラ
議員や言うて辞めさしても次の選挙出たるし、何十っ
ぺんでも」っていうふうに言われてるんですが、これ、
ご自分でパワハラ議員という自覚があるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

どんな拍子でその言葉が出たかよく覚えてません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほど委員長の質問にも資料を提供されてるし、目
を通されてるというふうには発言されたんですけど、
通されてるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

これだけのこと、これだけの資料なので、全て一言
一句覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

遊具、大型遊具にこだわってるんですけれども、姫
路一のを造ってくれとか、遊具の大きさにこだわっ
てるんですけど、金額と。そのこだわりはどこから来
てるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

最初にこの公園で、灘の松原自治会に説明したときに、当時の澤田課長から、度々姫路で一番の公園を造りますと。自治会が言う前から彼の言葉があったわけでございます。それからこっち、その言葉の中身によって、この確か、この要望記録にも書いてありましたけれども、じゃあ、そういうものができるんやなというような形のことがありましたから、だからそれに対して地域の方々は、そういうものができるんであろうと、というのは当然、地元の要望だけではなくて、この公園は場外市場もできる、だから、市場へ買物に来る人たちも遊びに来る。だから、立派なもんがいるというようなお話だったと思っております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

子どもたちへのアンケートのことなんですが、遊具は子どもたちのためだと思うんですが、なぜ、子どもたちにアンケートを取る必要がないと考えてるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

小学校の3年やったら、3年生だけに限定したアンケートの切り方ということに異議を感じたからであります。

(委員長)

よろしいですか。はい、次、日本維新の会さん。

(委員)

ありません。

(委員長)

よろしいですか。はい、燎原会さん。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

基本的に証人の答弁っていうか、答え聞いてて、資料は読んだというものの理解が十分されていないなという感じをしてるんですけど。具体的に例えば「石抱かして」とかですね、「ワシがバッチを付けとう限り

前へ立つで。」という形のことをおっしゃってますね。これは、ブラフ、ある意味職員に対する威圧をする意味で言われたんですか。

(委員長)

はい。

(答弁)

議員としての決意、心構えという形で常に申し上げてると思ってます。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

実は私、1期目のときに同じ部屋に瞬間いたことがありますけれど、そのときに、さっき机蹴ったりどうのこうのいう表現もありましたけれど、そのときに私がよく覚えてるのが、「職員に対して部下と同じような、自分の部下ではないよ。」ということをお言いましたことありますよね。「部下じゃないんだから、少なくともしゃべり方を気をつけるべきや。」ということをお忠告したことがあるんですけど。今回のいろいろお話を聞いてますと、こういう場では当然、普通のお話をされる。だけど、職員それから副市長当たりとですね、話されるときは、ポロっとやり方を変えて、これは戦術なんか分かりませんが、本当にそれこそ浜言葉になると。というような自分でもおっしゃってますけれども、それは、私は最初の頃からずうっと同じ変ってないなという感じで見てるんですけども、ご自分でどうですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

個性の部分もあるでしょうし、直さないかん部分もあるのかも分かりませんが。通常、前の百条委員会的时候に、中川局長がおっしゃったんですけど、一過性、松岡の言葉にはと。だからしつこくもありませんし、さらっと、いつも、あいつ、あんなこと言うねんというような格好のお話が、初めて私とこぼっかりじゃございませんので、そういうようにご理解があったのかというふうに思っております。

(委員)

いいです。

(委員長)

では、この事項については尋問を終了します。

では、議事の都合によりしばらく休憩させていただきます。再開は午後1時とさせていただきます。

浜手緑地・白浜地区の公園整備に関することについて

の尋問終了 11時41分

休憩 11時41分

再開 12時58分

尋問事項

・白浜小学校の相撲場整備に関することについて

尋問 12時58分

(委員長)

それでは休憩前に引き続きまして委員会を再開いたします。松岡証人にも引き続き尋問よろしくお願いたします。

続きまして、白浜小学校の相撲場整備に関することについて尋問をいたします。本事案につきましては、本委員会だけでなく、文教・子育て委員会でも議論となっておりますので、そこでの質疑応答も含めて確認を行っていきます。

まず、あなたが白浜小学校の相撲場の整備要望を初めて行ったのは、当局からの提供資料によれば、令和元年7月31日ですが、それまでは市長以下市職員に対して整備要望を行ったことはありませんか。はい、証人。

(答弁)

話としての要望はもうずっと以前からさせていただいております。

(委員長)

随分以前から話としてはとおっしゃいましたが、いつ頃からされましたか。はい、証人。

(答弁)

19年に自分が議員になりましたのでそれから以降、原さんが学校施設課長のときには何度もお話をさせていただいた記憶がございます。

(委員長)

では、相撲場の整備要望を行ったのは誰か地元の方からの要望を受けたからですか。それとも、あなたの思いからですか。はい、証人。

(答弁)

小学校は毎年相撲大会をしておりまして、そこへ出

席させていただくたびに、大勢の地域の方から、いつなったら直るんやということを言われました。

(委員長)

相撲大会のたびに学校でという話ですけど、具体的に学校関係者もしくはPTAという形で、具体的な要望の話をされた方、どなたですか、お答えください。はい、証人。

(答弁)

各種団体の様々な方々だったと記憶しております。

(委員長)

では、木造の神明造り、文教・子育て委員会の記録によると、国技館風の意匠ですが、こうして要望したのはなぜですか。はい、証人。

(答弁)

少し、白浜の土俵につきましては、経緯がございまして、平成16年の台風で倒壊しましてから、隣接の妻鹿小学校はいち早く木造で直りました。

しかしながらその当時の記録をただと、白浜小学校の場合は、まだ学校の耐震化がある、そして体育館の移設がある、そうしないと行事ができないということで、長きにわたって待たされてるという、待たされてるのかほったらかしにされてるのかちょっとよく分かりませんが、そういった状態で、妻鹿が早々に直ったのに比べて直ってないと、いつになるんやと、というようなことはもう毎年のように、相撲大会に行きますとどなたこなたに言われた記憶がございます。

(委員長)

はい。先ほどお聞きしたのは国技館風の意匠についてなんですけれども、こう要望したのはなぜですかというふうにお聞きしました。つまりこのアイデアなんですけれども、この要望はあなた自身のアイデアなのか、それとも、他の方のアイデアなんですか。はい、証人。

(答弁)

大関増位山も出とうとこやからと、立派なやつにあげて、してやってくれと、姫路で1番の相撲場造ってえなというような声は、行くたんびにどちらかというと年配の方から多数そのように言われたように記憶しております。

(委員長)

では、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団

体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定をされています。職員にとって当然肝に銘じる必要がある規定であり、我々議員も市政執行を監視する立場から、無駄な予算執行がないよう、重視しなければならない基本の情報であります。

あなたは木造の神明造りを強く要望されましたが、なぜ非常に高額となることを、当局からの説明を受け、知りながらも、それに固執をされたんですか。はい、証人。

(答弁)

当時、最初の要望のときからやったと思いますけれど、網干のエコパークの進出に当たって、網干のなぎさ公園というところに、相撲場の屋根をステンレスか特殊な金属で約1億3,000万ほどかけて、相撲を見るためだけの屋根に予算をかけていらっしやったということが分かりましたので、その高いとか安いとかいうことを気にしませんでしたけれども、相撲どころとして姫路で唯一大関の出身校として、恥ずかしくないようにというふうなことで、地域の人の声は、両国国技館みたいなというように形で私も何度かお願いしたような記憶しております。

(委員長)

では今、網干の話に出されましたが、この相撲場当初予算2,000万から2,500万円であり、基本設計で8,000万円ですが、これは異常に高過ぎるとあなたはお感じではありませんでしたか。はい。

(答弁)

私の中でその2,500万円という当初予算を聞かせていただいた記憶はございません。ですんで、その高い安いと8,000万というようなことも、高馬副市長とお会いするまでは聞かせていただいた覚えがないので、その高い安いというような格好のことは初めてそこで分かったようなことでございます。

(委員長)

では、令和2年3月11日に、松岡議員より地元を確認した結果、木造の神明造りを要望とあります。この、松岡議員より地元を確認した結果とあるんですけれども、その確認は、具体的にどのような集まりで、確認をされたんですか。はい、証人。

(答弁)

地元の自治会の役員さんに確認したように記憶しております。

(委員長)

その中で、神明造りにしなければ市場移転を反対する、絶対に進めさせないというような意見はありましたか。はい、証人。

(答弁)

というよりもそういうふうには造ってもらえるのかなというのが、地元の考え方であったように思っております。

(委員長)

では、地元からの要望書が白浜地区連合自治会長から提出されていることは、証人ももちろん、ご承知のことと思いますが、念のために確認をいたします。この文章に関して、あなたが作成、記入したものではありませんか。はい、証人。

(答弁)

自治会のほうから出てくるのではないかとというふうに記憶しております。

(委員長)

はい。では、令和2年1月7日に学校施設課長に対して、「令和3年3月下旬にこけら落としを予定している。」とのこととあります。これは事実ですか。はい、証人。

(答弁)

その日付に言った覚えは、私の中ではちょっと覚えておりません。

(委員長)

この3月下旬という日程を覚えてないという、発言を覚えてらっしゃらないという確認でよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

委員長がおっしゃられた最初の日にちのほうはちょっと私は覚えておりません。

(委員長)

では、最初のほうではなく、学校施設課長に対して令和3年3月下旬にこけら落としを予定していると発言されたことはありますか。はい、証人。

(答弁)

はい。それは自治会とも打合せしましたんであった

と思います。

(委員長)

であればなぜ、この時期の指定でありますか。はい、証人。

(答弁)

年度代わりというか、いつも5月ぐらいに相撲大会があったと。そのときは、そんなふうに考えてそういうふうに関に合うようにちょっと早めというふうに思ったと思うんです。

(委員長)

では令和2年2月14日に当局より予算や工期から神明造りの採用は困難である旨を説明されていますが、工期については、令和3年3月下旬を超えることは承諾されましたか。はい、証人。

(答弁)

私の中ではそれを説明されたことも、また、それに対して、工期的なことを大きく打合せしたこともあまり記憶にありません。

(委員長)

では、あなたは、当局から神明造りは、予算上から採用は困難であると説明を受けています。実際、当初計画予算では、2,000万円から2,500万円であったのが、実際の支出は6,250万円余りとなっており、予算に対して、支出額は非常に高額となっています。

要望に当たって市場の移転を盾に取れば、自分の要望事項は、他の地区の要望より優先されるのは当然であり予算についても無理があっても何でも対応されると考えていらっしゃいましたか。はい、証人。

(答弁)

そんなことは考えておりません。

(委員長)

では、市場移転で、白浜地区に負担がかかる以上、ある程度要望に対する優先等があっても当然との認識でありましたか。はい、証人。

(答弁)

迷惑施設の進出に当たり、また、エコパークのそのなぎさ公園の実績等々を換算して、可能な範囲のことであろうというふうに考えておりました。

(委員長)

では、あなたが考える要望として適切な範囲とは、どの程度かお答えいただけますか。その迷惑施設いう

市場の移転に対する話なんですけども。はい、証人。

(答弁)

私が当時調べましたときは、例えば、石倉の最終処分場は、総工費20億円に対して、地域に対して11億7,000万ほどの地域対応をやっていたらと。当然、ごみ捨て場と、また中央市場というものは違いますが、先ほど申しました建築基準法51条の迷惑施設、またそれによつての都市計画審議会で諮るというふうな形の中から、これは迷惑施設としてはひとつくりというような格好ですんで、そんなに幾らまでというような具体的な数字はなかったですけども、当局が最終的にやってくれる範囲ということではできのうであろうというふうに考えておりました。

(委員長)

迷惑施設とお答えになっておりますけれども、ではこのような事業費が3倍以上にも膨れ上がることに對して、適切な工事であるとあなたは考えましたか。はい、証人。

(答弁)

先ほども申しましたように、2,500万という具体的な数字を提出されて、私は学校施設課長に説明を受けた覚えはありません。

(委員長)

では、令和2年3月24日に、当局から予算をはるかに超えるため、実現は困難との説明を受けて、お金のことは高馬前副市長に相談するとありますが、これは事実ですか。はい、証人。

(答弁)

先ほども言いました。お金のことについて、お金を、前に出して難しいというふうに関に具体的に数字を示されて言われた記憶は自分にはちょっとありません。で、副市長に呼ばれて、そのときに初めて、設計の段階で、多額な、大きな金額になってるんやというようなお話は聞かせていただきました。

(委員長)

では、あなたが相談するのでなく、副市長に呼ばれてということではよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

そのときは呼ばれたと記憶しております。

(委員長)

では、実際に高馬副市長とどのようなお話をされま

したか。はい、証人。

(答弁)

そのときに初めて8,000万円というような金額になってしまうんです。みたいなことを、副市長おっしゃった。私はそんなに大きな金額ではないんじゃないのかというようなお話をさせていただいたような覚えがあります。ですんで、そのときに私は、両国国技館みたいなというような格好で言うてるだけで、特別これに固執をしてるっていうもんじゃないよというようなことも、どこかでお話をざっくばらんな中にさせていただいたように記憶しております。

(委員長)

本件は相撲場の話なんですけども、当時教育委員会の補助執行を所管していたのは黒川前副市長なんですけれども、なぜその辺りの話、高馬前副市長とされたんですか。はい、証人。

(答弁)

先ほども言いました高馬さんから呼ばれたと記憶しております。

(委員長)

では、令和2年4月14日の議員対応記録について確認をさせていただきます。記載内容は、要点項目だけかとは思いますが、あなたの発言について、その内容で大筋間違いありませんか。はい、証人。

(答弁)

音声もありませんし、これに対して確認をさせられた覚えも確認のため持ってこられた覚えもありませんので。合ってるとは、私は言いかねます。

(委員長)

本委員会に提出された資料を元に、その確認を行っていただきますので、その記録を元に今から尋問させていただきますので、その辺ご了承ください。今からしますので、はい。その中でですね、「工事費を安くするために社寺仏閣の工事を行う業者に相談中である。その結果が出るのに、来週中かかるので待つてほしい。」とあります。これは何を待つてほしいと、あなたおっしゃってるんですか。はい、証人。

(答弁)

いわゆるところの、工事金額が大変大きくなったという、副市長に呼ばれて大変大きくなったっていうようなことがありましたので、少なくとも低額に抑える

ためにどういうふうにしたらいいのかというような形のことを調べた上で、市当局が困らないように副市長に提案しようというふうに思ったのでその発言をしたのだと思っております。

(委員長)

では、この設計業務委託の入札日はあなたは知ってらっしゃいましたか。はい、証人。

(答弁)

私は知りません。

(委員長)

先ほど低額に提案という、低額になるように提案という発言もありましたけれども、では、仮に当該業者に確認して、金額が安くなることが判明した場合、あなたは何をされようとしていたんですか。はい、証人。

(答弁)

そういうふうに思って、聞きに行つて姫路市の高額というような段階で少しでも低額でものができるように協力しようというふうに考えておりました。

(委員長)

では、既に発注準備が進んでいる業務委託に関して、あなたは社寺仏閣の工事も手がける業者と相談していますが、その次のページの星印を読むと、入札にはあなたの知り合いの業者が参加をしています。この業者は、3月15日の文教・子育て委員会の記録から、この業務委託の落札業者である小野設計であることは明らかであると思いますが、いかがですか。はい、証人。

(答弁)

私、小野設計さんに相談も何もしたりしておりません。そのお尋ねの部分のことについて。

(委員長)

ではですね、同社は当局がこの事案について事前相談を行っていたことが明らかになっていますが、当局に対してあなたから同社に対して事前相談するよう働きかけを行ったことはありますか。はい、証人。

(答弁)

一番最初、1度だけ三木課長が、その相撲場の経験がないんですと。どこ言うてったらいいか分からんですというようにことやったので、いかがかということで紹介させていただいたのではないかと記憶しております。

(委員長)

小野設計は事前相談や工事検討業務委託も請負っています。あなたは工事検討業務における入札条件や仕様などの重要な要件作成に当たり、同社に対して自身の要望を反映させるよう働きかけを行ったことはありませんか。はい、証人。

(答弁)

一切ありません。

(委員長)

ないのであれば、当局に対してはいかがですか。証人。はい、証人。

(答弁)

お願いと、要望で出てる範囲のお願いということは言わせていただいたのではないかと記憶しております。

(委員長)

では、「調整が終われば、副市長に話をするので、副市長から指示があるまで設計事務所を決めるな。安くする方法を考えているので、従わなければならない。」とあります。なぜ、副市長に話をする必要性があったのですか。はい、証人。

(答弁)

副市長に呼ばれて結構高価な、いや高額な金額になっているというようなことを聞きましたので、それに、そんなことないん違うかなという代案を提案すべきかなというふうにそのときは思ったと思います。

(委員長)

確認ですが、それは、どの副市長ですか。再度になりますか。はい、証人。

(答弁)

高馬副市長です。

(委員長)

それでは、きちんとした入札ルールに従って手続きを進めていた業務に対しまして、あなたが行った行為は法的に問題のない、適法な行為であったという認識ですか。はい、証人。

(答弁)

はい、そのとおりです。

(委員長)

では、発言に戻りますが、「従わなければならない。」とありますが、ということは、学校施設課長が誰に従

わないといけないと発言をされているんですか。はい、証人。

(答弁)

そんな命令口調で言った覚えはありません。

(委員長)

では、従わなければいけないという発言をされていないということですか。はい。

(答弁)

それも記憶にありません。

(委員長)

はい、失礼しました。それでは、相撲場の整備に当たって、鉄棒と砂場の移設が必要となることは、あなたは承知していましたか。はい、証人。

(答弁)

承知してたというのは、相撲場の建つ場所からいうと、移さなければいけないであろうということは分かっていました。

(委員長)

では、知ってらっしゃったのであれば、当局に対して、特定の業者を随意契約の相手方とするように、もしくは指名競争入札であれば、指名業者に入れるよう働きかけを行われましたか。はい、証人。

(答弁)

一切しておりません。

(委員長)

では、相撲場の新築工事についてお聞きいたします。土俵に荒木田土が採用され、柱もケヤキが使われていますが、これについてあなたはこのような仕様とするよう、副市長以下職員に対して要望を行ったことはありますか。はい、証人。

(答弁)

両国国技館のような、というような言い方以外私はしておりません。神明造りも私はしておりません。

(委員長)

では、それは誰に対して両国国技館のようにというふうにされましたか。はい、証人。

(答弁)

学校施設課長だったと思います。

(委員長)

両国国技館にということなんですけども、そうであれば予算が増大することは明白であります、それは

あなたとしては妥当であると判断していたと理解してもよろしいでしょうか。はい、証人。

(答弁)

予算の提示をされたことがないので、それが、また、それが多額であるのか、高額であるのかという物差しも私は持っておりませんので、そのように感じることはありません。

(委員長)

では、小野設計が作成した2020年6月19日の記録によれば、「今週末に松岡議員が、■■■■へ出向き、土俵の高さ、仕様コストを聞かれる。」とあります。コスト面などの詳細を知って、あなたはそれをどうするつもりだったんですか。はい、証人。

(答弁)

ちょっとその辺を、私の中で覚えておりません。

(委員長)

では、相撲場の整備の入札に参加する特定の業者が落札できるよう、情報提供を行おうとしたことはありませんか。はい、証人。

(答弁)

一切ありません。

(委員長)

はい。私から以上です。では、大会派順に尋問をお願いします。まず、市民クラブ。

(委員)

はい。

(委員長)

竹尾副委員長。

(質問)

委員長が質問されてご証言された中で、ちょっと確認をさせていただきたいのは、まず相撲場の建設の金額についての件で、松岡証人は、「そういうのは聞いたこともない、だから高くなったことも分からない。」というご証言だったんですが、元が、松岡証人、私の認識も、建設会社経営されておられるということで、もともとあった相撲場というもの、鉄骨造りというものと、神明造りとは言わずとも、国技館風の相撲場の建設、この辺の金額、建設するときの金額的な概念は、我々はちょっと建設の素人なんですけど、建築の会社を営んでいるプロとして、どの程度かかるっていうのは概算でも、分からなかったんでしょうか。その辺を

教えてください。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

両国国技館のようにというふうに申しましたが、両国国技館は裏側ベニア貼っております。別に屋根も別に銅板でも何でもありませんから。ですんで、私の中で、一番最初分からないからということできりあえず、小野設計さんっていうことありましたが、それからの打合せは私は詳細に存じておりません。ですんで、高くなったのか安くなったのか、さっきも言ってますように、全然その鉄骨造りの提示はございませんでした。仮にあつたら、妻鹿が木造でできてるのに、何で白浜は鉄骨やなかったらあかんのやっていう、私はそこで文句言うてたと思います。ですんで、それは私の記憶はありません。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

両国国技館、私の見識では柱がない、吊り屋根だというふうに、国技館自体が、建築物の中に相撲の屋根が吊ってあるという、吊り屋根やと思うんですけども、同じようなものを仮に白浜小学校のグラウンドに建てようとする、今の証言だけをそのまま受け取ると、その建物自体を、今のような、そういう、神明造りのようなもんじゃなくて、国技館の建物を造ってほしいという要望であったというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私も、地域の皆さん方から神明造り、神明造りというのは1回もありません。だから、私はこのたび、いろんなことで神明造り出てますけれど、これは設計事務所さんと三木課長さんの間で、そういう話が出てそれを私が発言したというふうに誤解しておられるんじゃないかなというふうに私は思ってます。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

改めて聞きますけども、神明造りのことは横に置い

て、国技館風というのは、あの白浜小学校のグラウンドのところに国技館風のものをとすることは、松岡証人はどういうものを想定されて要望、地域の方から本件を聞いた。具体的な神明造りは聞いてないわけですから。松岡議員はどういうものを国技館風というイメージをして、学校施設課に造ってくれというふうに要望されたのか聞きたい。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

できる範囲のことができてるんやというふうには思っていますんで、その造り方については、結局内部で今の形ができたというふうに思いますし、私の中では、もうちょっと屋根が低かったり、もうちょっと銅板じゃなしに、カラートタンでも何でも安く上げる方法あったんじゃないのかなあというふうに思ったりもしました。でき上がったときに。私自身もでき上がってちょっとびっくりしました。大きなものやったなと。

(委員長)

はい、よろしいか。では、公明党さんいかがでしょう。

よろしいですか。新生ひめじさんいかがですか。杉本委員。

(質問)

委員長の質問にありましたように、証人が答えたように、この8,000万という金額を初めて高馬副市長に呼ばれて行ったときに聞いたということで間違いはないですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そのように、記憶しています。

(委員長)

はい、杉本委員

(質問)

では、それ以降逆に8,000万というお金が妥当かどうかは、そこまでは考えなかったと、逆に言えば迷惑施設でという概念の中で、網干に1億余りのお金を使ってるんだったら8,000万は妥当であるというふうにお考えになられましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私は率直にはそんなにいるのかなあというような考え方がございました。ですんでその1回、じゃあもうちょっと聞いてみようと。民間の工事と違って、役所の工事の設計段階で、金額が高い役所のいいお値段でございます。ですんで、そういうことからすると、そんなに要るのかなという思いがあったのは事実であります。ですんで、8,000万をそのままのみにして帰ったわけではありませんけど、役所で発注したらそれぐらいかかってしまうのかな。それができるんやったらやってもらえるのかなというような考えでございました。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

結果としてその8,000万円のまま工事が進んでいくという状況の中で、今も言われたように、1度はもっと安くできないかという協力をしたというふうに先ほども言われましたし、今も言われたように思います。その協力をされたという段階の中で、幾らぐらい安くなると思われましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そのときは1回は聞いてみるんですけど、大体、我々の民間と役所の相場が大体3割ぐらいは違いますんで、ですんで、通常民間でやったらそれぐらいできるんじゃないのかなというふうに思いました。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

なぜそこで、3割ぐらい減をした予算の中で相撲場を造ってくれという要望はされなかったのですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そもそも2,500万の定義はございませんでしたので、建物自身がそれだけかかるというような格好の概念はありましたけれども、相撲場を幾らで上げな

ければならないという考え方は、私の中にはありませんでしたので、それは、地域の皆さんの要望であればそれはそれでそのまま伝えたらいいのかなというふうに感じました。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

今言われたように、安くなるならば協力をしたと言われた上で、そのまま安くなるな、いや、安くならなかったことに対して、もっと安くしろ、そういう要望はされなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それからもうちょっと安ならんのですというような問合せもありませんでしたし、もう1回呼ばれることもございませんのでそれは範疇で、できる範囲のかなというふうに考えておりました。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

おそらく、この件に関しても市場という大きな工事を前進させるがために、それぞれの職員が苦労したというふうに証言もされてますんで、これも同様にそういう思いがあったと思います。この8,000万円というお金を出すために最終的に副市長が財政に指示をして、財政規律まで乱して予算を捻出されてます。こういうことについてどう思われますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私は市の職員でございませんので、市民の皆さん方の要望、また、この国の主権者たる国民の皆さん方の立ち位置に立って、それでお願いすることはお願いをします。できないことはできないで、また、それは来年できないか、どうやったらできるのかということを常に考えておりますので、役所側の金額に合わすことが念頭にあるかということ、そうじゃなくて、まず、要望を実現するためにどうすべきかというふうに考えて議員活動をやらせていただきますので、ありません。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

残念ながら、結果的にその指示を出したことによって、高馬副市長が責任を取ってその職を辞されました。どう思われてますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それは理事者の、市の職員の側の、また高馬さんのお考えというふうに思っております。

(委員)

はい、結構です。

(委員長)

では次、自民党さんいかがですか。

(委員)

はい。

(委員長)

では、竹中議員。

(質問)

2点聞きます。1つは先ほどの、委員長あるいは、竹尾さんのお話の中でもありましたけれども、松岡さんもおっしゃったように、迷惑施設という位置づけなんやけどね。例えば、石倉の最終処分場であるとかです、網干のエコパークであるとか、明らかに迷惑施設として位置づけて、これで地元に対してどのような形で、地元に対していただくかという条件整備みたいなものも、議会で議論してきたいきさつがあるんで、私もよく分かってますけども。ただ中央市場に関しましては、これを迷惑施設として、松岡議員はそうおっしゃったんだけど、議会としてですね、それをきちっと迷惑施設として位置づけて、そして地元これだけのメニューで、地元の方に納得していただくんだということが公の場できちっと議論された、そういうことをあなた認識されてますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

まず、午前中も申し上げました建築基準法上の迷惑施設というような形で、都市計画審議会にも出ております。これは法律に基づいた、その考え方で確定していることであろうというふうに考えております。それ

ともう一つは、その迷惑施設ということについての研究研鑽が足りなかったということは、別に私のせいでもなければ、うちの地元の住民の皆さんのせいでもありません。だからそれは当局がしっかり、議会の皆さん方にご相談申し上げる、やるか、それでもそれが足りないんであれば議会の皆さん方の中で声を上げていただくか、私の中ではそうではないと、だから経済委員会に任しておけばいいというのが、当時の議会の皆さんの考え方であり、また、当局の考え方であれば、その中で進めてきましたんで、その迷惑施設のあり方について、そごは来したということについては、私は別に何ら責任は感じておりません。

(委員長)

はい、竹中議員。

(質問)

先ほどからお話聞いてたら、先ほどの杉本委員の話のときもそうですけども、地元の代表者、地元の要望を仲介する議員としての立場ということとはよく分かりました。ただ、我々は議員ですから、地元のためだけに働いているのではなくて、やっぱり全体の奉仕者としてですね、その予算の執行が全体を通して、著しく不公平になっていないか、あるいは全体のバランスとして、調和が取れているのかどうか。そういったことをやっぱり考えるのも、議員の大きな役割なんですね。松岡さんは、先ほどから聞いてると、地元の要望を受ける側としては、それはそれで私は全然問題ないと思いますけれども、しかし、議員としての責務を果たすという意味では、そういうふうはこの要望、あるいはこの予算の使い方が、これで全体バランスとして取れているのかどうかということに思いを寄せることはなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

先ほど来、説明させていただいております、例えば石倉の処分場に対しての、地元に対しての経済的効果、また、網干のエコパーク横のなぎさ公園の1億3,000万円の…。ですんで、その、ごみの処分場と中央卸売市場を、私は真横に並べて物事を考えたことはありません。しかしながら、やっぱり建築基準法の51条で決められた、もう紛れもない都市計画審議会にかけると

いう施設であるということと同時にこれまでの本会議でも、やっぱり地域住民の皆さん方の理解をいただいているという形があるということで、最終的に1度神戸新聞さんの取材にもお答え申し上げましたけれども、相撲場のこともそうなんですけれど、当局が委員会なり予算委員会なり文教委員会に諮っていたいて、それで駄目だと言われたら私もそれ以上の言いようもございません。ですんで、私は、極端に言うたら地域の皆さんが寿司が食べたいとおっしゃったら上にぎりを頼ませていただくと、巻きずしにしようか、ばら寿司にしようかとはよう言いません。

(委員)

聞いてないのは答んでいいから。

(委員長)

簡潔をお願いします。

(委員)

よろしい。

(委員長)

はい。では創政会さんいかがですか。

よろしいですか。では、共産党さんいかがですか。

はい、谷川委員。

(質問)

はい。神明造り、結果的に神明造りになったんですけども、高馬副市長から、その、8,000万になるっていうふうに、聞いて初めて金額を知ったって言うんですけども、それで、もう少し安くなるんじゃないかなあと思われたっていうことも言われてたと思うんですが。なぜ8,000万円に、どういうふうにするから8,000万になるとか、どういうふうにするかというお話はなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

中身の詳細についてはそんなに話はありません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

要望、地元から要望出てるし、議員としても要望してるわけですし、私やったら、なぜ8,000万になんのかと、さっきの、どういうものを使ってどういうデザインだったら8,000万なんのか、ましてや、建築のね、

会社をされて先ほどプロだって、その辺なぜ聞かれなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

聞く必要も、聞く気もなかったから聞いてません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

高馬副市長に、もう少し安くなるよう提案しようと思ってたっていうふうに言われたかと思うんですが、具体的にどういうふうに提案されようと思ったんですか。自分の会社ですとか、どっかこういうところを使えば安くなるとか、こういう具材を使えば安くなるとか、どういう点をされようとしてたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

宮大工さんや、そういう神社仏閣に若干経験のあるところに聞いてみたらもうちょっと工夫の余地があるのではないかと、そのように考えました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

これだけの金額の、神明造りの相撲場で、不当要求ということで問題になって、1回も使われてないんですけども、子どもたちも使えないし、地域の人たちも使えない。その状況についてどう思ってますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

この件の不当要求については、提訴させていただいております。ですんで、私の中では不当要求やという意識はございません。それと、相撲場が使えないというのも、学校のほう、地域のほうは使わせてくれるということを言うてるらしいですけども、教育委員会のほうから、重複しますが、議会のお許しが出てないというようなちょっとおかしいなと思うんですけども、そういうような言い方の中で、使えないということをお聞きしています。以上であります。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

姫路市まちづくりと自治の条例という中に職員の責務で、全体の奉仕者として公正かつ誠実な行政運営ってのがありまして、市長等の責務で市の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行ってることが条例としてあるんですが、この間の、提訴してるということなんですけども不当要求として、今回もこの過去に2点、今回4点について、不当要求と認定されてるんですが、そのことどう思われてますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

提訴させていただいてるんで本来それではないでしょうということを言うております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

昨日、傍聴されてたかと思うんですが、部長とか前副市長、現副市長を見ましたけども、なぜ公正・公平な行政運営ができなかったのかと、なぜ不当要求に屈したのかっていうと、やはりその市場を前に進めないといけないと思ったということで、でも今となったらやっぱりこれは、きちんと公正・公平な行政をしなければならなかったというふうに発言されてたと思うんですが、それ聞かれてどう思われました。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

職員さんは職員さんの考え、私は私らの考え、政治は政治の考えというような形で、地域の声を上げる。そしてそれを伝える、その実現をお願いをする。しかし、それに対しての、先ほども言いました、規定するすべは当局側にあるわけですから、裁量権は理事者側にあるわけですから、私はお願いをする、頼むということしかできませんし、やってきてないと思ってます。

(委員長)

よろしいですか。はい、療原会さん。はい、伊藤議員。

(質問)

先ほど、おっしゃってたん。例えば、銅板までしな

くても屋根はよかった。それでカラートタンでもよかったと思ってるということおっしゃってますけれど。実際に、これぐらいかかって、こういう素材を使うんだっていう説明は、高馬副市長からしか聞いてられないんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

高馬さんから、一々部材のこれに何使うあれ使うということだけ聞かせていただいた覚えはありません。

(委員長)

はい、伊藤議員。

(質問)

1番は三木課長からかなと思うんですけど、三木課長から具体的にですね、こういう建物になりそうだという話は聞かれてないんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

使う資材、屋根材であったり部材であったりというような格好のことは、逐一は報告または相談を受けておりません。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

相談一切してないということによろしいですね。そしたら他のことちょっと聞きますが。実際に先ほど、提訴されてるようになりますね、あそこ自身が使われてない。だけど、実際にもし使うとしたら、証人として、あの相撲場ってのは、どんな評価なんですか。実際非常にすばらしい相撲場だと思われてるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

建築物としては非常にすぐれてすばらしいものではあるというふうに思ってますし、相撲場としては立派なものやというふうに思っております。

(委員長)

はい、伊藤議員。

(質問)

実際に相撲取ってる人たち。隣の妻鹿議員もおっしゃってましたけれど、実際にあの、あれを相撲場として使うとなると、非常に、柱の関係等からいけばですね、非常に危ない部分があるという話も、この間、この委員会でも話が出てます。そういった評価はされていないってということですね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

小学校の子どもたちが使うということもありましたし、それと同時に当初、その高馬副市長とお話をさせていただいたときに、大変金額も張るから、ぜひ、姫路市のちびっこ相撲大会、もしくはもっと大きなちびっこ相撲大会をぜひやりたいと、そんなことやらせてもらうわけにいきませんかというふうなお話が出ました。それはもう、ぜひぜひ、やっていただきたいと、そういうことであって、地元をまた、ウエルカムにする方向で私は幾らでも汗をかきます、というふうなお話をして帰らせていただいた覚えがあります。はい。

(委員長)

はい、伊藤議員。

(質問)

もし、もっとそうオープンにですね、あちこちで利用できるようなものにしようとするならば、わざわざあそこの白浜小学校にああいったものを造ることよりもっと提案する方法があったじゃないですか。そうは思われませんか。

それはもうちょっと、ちょっと別の話になるんで。

(委員長)

よろしいですか。はい。では以上で、白浜小学校の相撲場整備に関することについての尋問を終了いたします。

白浜小学校の相撲場整備に関することについての尋問終了 **13時45分**

尋問事項

・白浜西山公園に関することについて

尋問

13時45分

(委員長)

証人には、白浜西山公園に関することについて尋問をいたします。まず、2018年10月30日の記録票兼

報告書を見ると、「公園を散策する地元住民からトイレが古くて汚いとの苦情が来ており」とあります。「公園を散策する。」とありますが、祭り以外ではこのトイレの利用はほとんどないと言われていました。あなたが要望を受けたのは何人くらいであったんですか。はい、証人。

(答弁)

人数は覚えておりませんが、ハイキングコースとして、御旅山山上には、姫路市が設置したあずまやもございます。ですんで、ハイキングコースの方々も平素利用しているということは、確か要望書にも書いてあったと思いますんで、祭りの日以外、誰も使っていないということはお間違いではないのかと思います。

(委員長)

それは、ハイキングコースとして利用されているのは、男性、女性問わず使われているということで認識されておりますか。はい、証人。

(答弁)

はい。そのとおりです。

(委員長)

その要望のはっきりとした記憶はありませんか。はい、証人。

(答弁)

いつというのはございませんけれども、例えば、地元の白浜幼稚園のほうも御旅山まで連れて行くことがございます。2年ぐらい連続して、PTAの、幼稚園のPTA会長さんには、くみ取り式なので、子どもが怖がってトイレをやらないと。というようなことも聞かせていただいて、1度は直接来られたこともございます。そういったこともありましたんで、常に私たちの知らないところで、各地域の方々が様々にハイキングコース、または、ちょっとしたスポーツというような格好で、山の上まで上がって来ておられるというふうに思っております。

(委員長)

では、「井戸前知事から御旅所を見学したいとの話があり」とありますが、祭り当日は仮設トイレを20基ほど置いても混雑するという話も聞きます。実際、井戸前知事が見学に来られて、このトイレの利用はできたのでしょうか。当日は井戸前知事専用のトイレとし

て提供する予定だったんですか。はい、証人。

(答弁)

知事が私のためだけにトイレを造れとはおっしゃいませんので、お祭りのときに、観覧席からすぐ近いトイレ、これも非常に混雑もし、危険な状態であって、そこへ知事もトイレに行かれて、何度も帰って来られて、そこ行くたびにもう1つ上のトイレが、「汚れてる、汚い、女の人が使われない。」というような形のことを、お酒もお召しであったので、ずいぶんとはつきりおっしゃられたことがございましたので、そういうこともあって、そんなお話をさせていただいたと記憶しております。

(委員長)

では、6月18日に開催された本委員会で、令和元年5月22日、同年6月5日、6月13日の面談記録が提供されています。これは音声データを元に作成された面談記録と聞いていますが、内容について一言一句合致しているとまでは言いませんが、おおむね誤りはありませんか。はい、証人。

(答弁)

午前中にお話させていただきました、例えばとか、全てをとところどころ切っていらっしゃるというような格好のこととございますので、私が言いたかった趣旨が本当に確実に伝わっているのかなということは、どれを見てもそういうふうに思っております。

(委員長)

トイレの整備に関して平成31年4月12日及び令和2年2月12日付で、松原八幡神社氏子総代会の総代から公園整備に関する要望書が提出されていますが、あなたは事前に氏子総代会と相談し、この要望書を市に提出することを承知されておりましたか。はい、証人。

(答弁)

祭りのトイレも毎年のように言われておりましたので、そうやって総代会さんが出されたということも仄聞したように記憶しております。

(委員長)

毎年、おっしゃっていたということなんですが、総代会は、あなたが平成30年10月30日に要望する以前から、該当トイレの再整備を市に要望することに決定していたということですか。はい、証人。

(答弁)

その当時の祭典関係に市の職員さんも多数いらっしやったから、それらの方々にも常に要望として声を呼ばれておられたように記憶しております。

(委員長)

では、要望書には「高齢者や女性の見物客も増えてきました。」とあります。先ほど、証人のお話にもありましたように、井戸知事からも女性に対してのご発言があったように思いますけれども、ではですね、本トイレの意匠図、平面図及び立体図について、事前に当局から説明を受けていたのに、なぜ、女性用の便器を設置するようあなたは指摘をされなかったのですか。

(答弁)

私はトイレの中については、指摘をした覚えは、記憶はありません。意匠、外側から見た感じについては、栗生の松原公園をヒントにして、それと同じような感じにできないかということを使った覚えはありません。中について、指図をした覚えはありません。

(委員長)

では、あなたの要望は、先ほど来言いましたように10月30日ですが、2日後の11月1日に当時の都市局長から建設局長に建て替え対応の話があり、11月2日には副市長協議を行い、建て替える方針が決定しています。あなたは担当者に要望を出した前後に、局長や副市長に対して、トイレの建て替え等を行うよう要望されましたか。はい、証人。

(答弁)

祭りの日も副市長、市長も知事も毎年のように来られたり、また、その後私どもの家のほうに寄っていただいて祭りの夜、お接待させていただいて帰っていただいたりしています。その中で、毎年のように出てきたんじゃないかなというふうに思っておりますので、特別そのときにすぐにバタバタと要望したというような記憶がありません。

(委員長)

祭り当日の混雑ぶりは、祭りに熱心なあなたならば当然ご承知のことと思います。旧トイレは故障していたり、使用できない状態だったんですか。はい、証人。

(答弁)

私もほとんど使ったことがないんですけど、1度

入らせていただいて、それがくみ取り、いわゆるところのパツとのぞいたら、そこで底が見えるというような状況のものでございました。それは幼稚園のほうから要望があったときに私も言いましたけれども、だから、そういうような今の水洗もしくは和式のトイレでしたことないという人が増えてきた中では、全然時代に合っていないトイレだろうというふうに考えました。

(委員長)

では、トイレがない状況で新築を要望するならば理解できますが、先ほど来、くみ取りの話もありましたが、女性トイレの設置には言及をされず、トイレ改修を求める意義を教えてくださいませんか。はい、証人。

(答弁)

男性トイレばかりできているかどうかというのは私は指示をした覚えはございませんし、私はその中の区分けについては存じてませんので、お答えしかねます。

(委員長)

では、先ほどハイキングコース等々のお話もありましたが、平素の利用者数の調査はあなたはされましたか。はい、証人。

(答弁)

私が別にカチャカチャを持って、ずっと立ってるわけじゃございませんので、そうしたことはした覚えはありません。

(委員長)

祭り当日は、非常にトイレが混むとのことで、仮設トイレを20基ほど設置すると聞きます。その中で、あのトイレをあのよう華美に建て替えることについて、どのような利便性と混雑緩和があったんですか。その辺り説明いただけますか。はい、証人。

(答弁)

利便性というような形のことよりも、祭りの御旅所であるというような形と、それが姫路市の重要無形民俗文化財、また、兵庫県の民俗文化財として、この灘のけんか祭りが、観光パンフレットのありとあらゆるものに祭りを紹介しているのに出てると、という観点からいたしますと、姫路市の観光の一環というような格好の雰囲気としても、また、ハイキングされる、その利便性だけと違って、地域の方にとっては、そういった形の御旅所らしく感じられることがあろうと

いうふうに思うので提案をさせていただきました。

(委員長)

では、令和元年5月22日の面談記録から確認をいたしますが、当時の公園整備課長から「祭りが終わってから工事に掛かる形で発注しましょうか。」との提案に対して、あなたは「間おいといて。」とあります。なぜ、それを断って工事を止めようされたんですか。はい、証人。

(答弁)

明確にどういった理由があったかということについては、詳細まで覚えておりません。ただ、祭りが終わってからというよりも地域の住民の皆さんからすると、どうせするんやったら祭りに間に合わせたってくれたらいいのにとというような声上がるであろうなというようなことをおもんばかって、そんな発言をしたのかなというふうに思っております。

(委員長)

ではですね、この事業には予算がついておりまして、結果的に当初予算の倍以上の執行になりますが、あなたの都合というか、そういった形で予算執行を止めようとしたという認識は間違いですか。はい、証人。

(答弁)

間違いです。はい、間違っておられます。

(委員長)

では、課長もですね、祭りの時期などは理解をされていると思いますけれども、その上で、祭りに影響の時期を計算されてると思います。その辺りの課長に対してはいかがですか。はい、証人。

(答弁)

詳細な説明を受けた明確なちょっと記憶がないので、何とも覚えてないというような格好で申し訳ありません。

(委員長)

先ほども申しましたが、この事業には予算がついておりまして、各局が毎年予算要求を行っていますが、この事業費に予算がつくことで他の事業が縮小もしくは見送りになったことは想像がつかます。あなたは、予算がつかなかった事業に迷惑がかかることを理解して、発言や要望を行っていますか。はい、証人。

(答弁)

一切よそのことは関知を、自分の中ではした覚えは

ありません。というよりも自分自身が要望されたことをどうしたら実現できるかということの、実現できることのみをどうやってやったらええかという格好のことなんで、ほかが幾らなんだろうという形のこと、金額的には調べに行ったりはしましたけれども、常にそれを思っているかということであれば、やってないというふうにお答えさせていただきます。

(委員長)

では、「図面書いたいうて、ワイいっぺんも見たことないで。」とありますが、入札にもかかるような工事について、事前に図面を見るような行為は、この発言によると特に問題はないという認識ですか。はい、証人。

(答弁)

見積りを見せてくださいと、詳細図を見せてくださいなど1回も言った覚えはありません。概略という形の平面図、簡単な見積りぐらいでは、見積りも積算も何もできませんから、だから見せてくれということについても、また、見せてくれたことも過去にありますし、それは、積算やそういうことの公平性に職員として十二分に配慮した上で見せていただけたというふうに思っております。

(委員長)

では、あなたは、ほかの公になっていない工事などについても事前に図面等の閲覧もしくは資料提供を求めていらっしゃいますか。はい、証人。

(答弁)

地元が全然関係がないというような格好のこと、もしくは入札に関しての疑義を持たれるような範囲の、範疇にあることまでは要望した覚えは1度もありません。

(委員長)

では、「それくらいの値段で上が立派なものができるんか。そんなもんやったらええわゆうて言われ、」、また、29ページにも「別にしょぼいもんができるんやったら、せんでもええがな。」と発言があります。これは、ほかの同等程度の公園トイレ整備であれば、誰かに不要と言われることなんですか。それとも、あなたが不要と判断されるという意味なんですか。その点を明らかにしてください。証人。

(答弁)

私の中では地域の皆さん方や地域の、例えば観覧席の近くにあるトイレにしても、また、お宮さんのトイレにしても、それなりの地域文化、若干そういった環境や観光性というものを表した形になっておりますんで、また、それと同じように波長を合わせてやっていただきたいと。そういった観点から、そういった発言であったと思っております。

(委員長)

では、「公園の金は使うてよ。東京で言われたんやもん。予算がついたときに礼を言いに行ったら。課長に無理言って、全部きれいに使うてくれなアカンで。」と発言があります。「東京で言われたんやもん。」、これは東京の誰に言われたんですか。はい、証人。

(答弁)

陳情先であったと思います。

(委員長)

その陳情先は具体的に。はい、証人。

(答弁)

霞が関の中であったと記憶しております。

(委員長)

これは霞が関の中だということなんですけれども、国会議員などの政治家ということでもよろしいですか。はい、証人。

(答弁)

霞が関の中ということでご理解いただきたいと思っております。

(委員長)

では、「一旦はワシもええって言うた話や。言うた話を蒸し返しよんやんか。」とありますが、この発言の意味を教えてください。はい、証人。

(答弁)

詳しく覚えておりません。

(委員長)

覚えてないというか、本事案と関係のない話だということですか。はい。

(答弁)

というふうに思っております。

(委員長)

では、あなたは「嘘や思うんやったら来年半分にせえって。半分にしたるで、公園の予算」と発言しております。その続きで「お前、その代わりに責任取れよ。」

とも発言されています。これはあなたが国の予算付与の権限を握っているが、このトイレ整備が自分の思いどおりにならないなら、その予算を削減させて、課長に責任を取らせようということですか。はい、証人。

(答弁)

様々な言い方をしておるにしましても、その部分だけとちごて前段があると思います。やっぱりしっかりやってほしいと。言い訳ばかりするんじゃないくて、地域の声もしっかり聞いた上で、あちらこちらの事例等々も提起して、私は少なくとも予算の話を見せていただくことが多いものですから、そういった形でお話をしたというふうに記憶しております。

(委員長)

言い訳などでと発言されましたけれども、課長の事務執行や姿勢の具体的にどこに問題があると、あなたはお考えだったのですか。言い訳とおっしゃいましたけれども。もうちょっと具体的に教えてください。

(答弁)

まずは、現地であったり、または住民の皆さんの、市民の皆さんのお考えがどうであろうとも先に予算を決めてしまってるっていうのがこの姫路市の予算の組立てのあり方ではないのかなと、いつもそんなふうに思っておりますので、つついそういうふうに出ます。

(委員長)

「お前、その代わりに責任取れよ。」という発言についてなんですけれども、責任という言葉をおっしゃいましたが、どのような法的な権限に基づいて責任を取らせるように、この発言はされたのか教えてください。はい、証人。

(答弁)

それぐらい頑張って仕事をしろというような意味合いで。糾弾したというような形ではありません。その後の言葉も。そんな格好で糾弾が続いているわけではございませんので。ですんで、一過性の中の表現として、ただし目的とするところは、しっかり対応してくれというような格好のこと。そうでないと、あかんやないかというつもりで自分の中で発言させていただきました。

(委員長)

では、令和元年6月5日の面談記録について確認し

ますが、「7日に3地区協議会をするから」とあります。このトイレの整備に関して、なぜ、3地区協議会が出てきたのですか。はい、証人。

(答弁)

各地区の連合自治会長さん、または単一自治会長さんがいらっしゃるというような格好のことなので、報告をさせていただくに都合がよかったから、そのときはそんなふうなことを言うたんじゃないかと思いません。

(委員長)

では、6月13日の面談記録に「公園のトイレの絵書いて持ってきとったから、なにを言うとんやこんなもんやったららんわいうような話になって」とあります。元々、総代会がトイレの整備を要望した際、どのような意匠のトイレを設置してほしいなどの具体的な要望はなかったんですか。結局、意匠などはあなた個人の要望なんですか。

(答弁)

お祭りどころとして、お宮さんが先にああった格好の栗生の松原公園の形になってたので、あれを模す、してもらうことがいいなというような格好のことが、地元の暗黙の了解であるというふうに思っておりました。

(委員長)

あくまで確認ですが、暗黙の了解ということでしょうか。

(答弁)

そのときに図面もそういうのもありませんでしたので、これでやりますとも言えませんので、皆さん、トイレがさらになるとああいうものができると思っておられる方が大多数であろうというふうに考えておりました。

(委員長)

では、意匠について、屋根に反りを入れたり、なまこ壁にするよう要望を行ったのはなぜですか。4月28日の資料で「地元から地域の特性を考慮した外壁にほしいと強い要望があり。」とあり、当局は6月18日の本委員会で地元イコール松岡議員であると報告しています。これは、トイレ整備を要望した総代会の総意に基づくものですか。それともあなたの一存ですか。お答えください。はい、証人。

(答弁)

先ほども言いましたように、松原、栗生の松原公園というようなものと同じようなものができる、個々に私は図面をもって説明はしておりませんが、そういうような感覚で皆さんがいらっしゃるというふうに聞いておりましたので、そのように申しました。

(委員長)

では、6月13日の面談記録に「 とこらストライク入ってくる範疇ちゃうか、解体もどっちも持つから、そないしとったって、どこが取ってもしゃない、そやけど とこも取れるように」とあなたは発言していますが、これの発言の意味はどういったことですか。はい、証人。

(答弁)

その前段がないのでちょっと分かりませんのかもしれませんが。ちょっと記憶にありません。よく、覚えてません。中身を。

(委員長)

では、この発言ですが、どこかの業者が仕事を取れるよう便宜を図るよう求めているようにも受け止められますがどうですか。

(答弁)

議員になってこの方、仕事に、業者に便宜図った覚えは1度もありません。

(委員長)

私からは以上です。大会派順に尋問をお願いします。まず、市民クラブさん。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

代表をして質問をさせていただきます。まず、トイレの今回要望っていうのが総代会から2度にわたって出てます。平成31年4月と令和2年2月、どちらも要望はトイレ、お祭りのときのトイレが非常に混雑しておること、高齢者や女性の使い勝手のいいようにという要望が出ておりましたけれども、先ほど、委員長の質問でそういうことについて、なぜ、答弁するやり取りの中で触れなかったのかという質問で、証人はそういうことは一切要望してないと。あくまで、外

観。外から見て、意匠について、祭りにふさわしい形になるように要望したということなんですけれども。先ほど来、地元の要望、地元の要望とおっしゃってるんですけれども、どうもこの件、地元の要望と松岡証人が当局に要望しているところとかみ合っていないように思うんですけれども、その点について、どうお考えですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

おおよそ、我々の総代会、社長さんばかり総代さんでいらっしゃるんですけども、よそはどうか知りません。ですけれども、その一々全部をこういうふうに、こういうふうに、こういうふうにというような形で自治会さんが仕様書を添付するぐらいの要望をされるのかと言いますと、そこまで自治会が言わなければいけないということはないと思います。しかしながら、それは、我々が、例えば、地域の声を代弁する側として、逆にそこへミッキーマウスを屋根に置いているトイレを造ってくれと言え、個人の趣味になるかも分かりませんが。それでも、ああいう祭りをやって、ああいうお宮さんのあるところのトイレがあって、例えば、普通にぺったんこのコンクリートの小屋ができた、なんでせっかくお宮さんあるのに、そのようにせえへんかったんやというような地域の声も多分に上がってくると思います。ですんで、あくまでも、ふだんから政治活動して、させていただいてますんで、ふだんからの地域の皆さんの声、改まった声だけと違って、そういったことを吸収して、実現していくということの中では、私の中では間違ったことを言った覚えもございませんし、地域住民の皆さん方、なんであんなもん造ったんやと。あんな格好になんてなったんやという声は一切聞いておりませんので、地域の皆さんの要望に沿った形になったというふうに思っております。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

私が聞きたかったのは、機能面と見た目の問題っていうのは確かに両方あると思うんですけれども、要望しているのは、地元が要望したのは、どちらかと言えば

機能面かなって、要望書を見る限り。どこにも、祭りにふさわしい、元々あったやつの写真も見ましたけれども、確かに古い、旧のトイレは、その場にふさわしい形になかったかも分からないけど、そこにこだわるならば、なおさら、なぜ機能面にもこだわらなかったのかというのが先ほどの質問趣旨なんですけれども。その辺でもう1度、よろしければ証言いただければありがたいですけれど。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

ちょっと、よその自治会の要望書を私見せていただいたことはございませんので、ですんで、他町の自治会長さんも例えば様々に、手の込んだ格好のものを作られるところは、それだけの仕様が合ったかどうか分かりません。ただ、地域をおもんばかって、やるということも政治の常だというふうに思っております。言われたことしかできないのかというような格好と違って、どうせやったらと、こっちよりこっち、こっちよりこっちのほうがよりふさわしいのではないかというような形を。決して先ほど言いましたミッキーマウスを置けと言っているわけではありませんから。だから、その灘のけんか祭りの御旅山でもあるというような格好のことの中で、そこまで上へ大勢が、何千人が山を上がって来られるという中で、観光パンフレットに載っている中では、別にそう大きく問題視されなければいけないというふうに考えております。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

その結果の意匠にこだわったことによって、一般的なあそこは西山公園という市の公園の区域になるがために、市の公園緑地課がトイレを整備することになったわけでございますけれども、あくまで神社のトイレを造る目的で造ったわけではないと。祭りのことで造ったわけではないんですけれども。そのことによって費用が非常にかさんでしまったというんが、この委員会の中での検証でも、一般的な公園の、それでも立派なトイレが1,000万円弱でできるところを、2,000万円以上かかっているというところについて、繰り返してこれもなるかもしれませんけれども、市の財政と

いうものをしっかりとチェックする市会議員の立場として、今、松岡証人としてどのように感じておられますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

姫路市の端から端までを完全に積み上げて一つ一つに対してね、やっていただけるならば、私も。例えば、これまでにありましたように、あのアーチの擬宝珠のついた橋でも荒川神社の下の水尾川には架かっていますよね。だから、その場所場所で、私が少なくとも陳情をさせていただいたこと、本邦初公開のことではありません。どこかでそういうことをやっていらっしゃる、どこかでそういった実例がある。そういったような形で、ここでできるんやったら、これもできるのかなというような形でしたんで、それでさっきも言うておりますように、まずは地域の声あろうと。そして声は、今おっしゃるように、そのトイレの機能のことを言うとするわけであって、意匠のことを言うたらんと。じゃあ、だから、機能のことで意匠のことは知らん顔でいいのかと、そうじゃない。意匠のこともじゃあ、これよりこれやろ、これよりこのほうがいいんじゃないのか。ああ、みんながいいのができたなというふうに言っていただけるようなもの、地域の皆さんが喜んでいただけるようなものを目標として、ただし、最終的にそれをするしないは、裁量権のある当局が決定をいたしますので、お願いをして、できるからやっていただけたのかというような認識しか私にはありません。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

質問を変えますけれど、先ほどの証言からちょっとお伺いしたいんですけれども。委員長の質問のご証言の中で、毎年、知事や市長や副市長等が祭りで栈敷のほうに来られとったと。その後、自宅で接待をした、そういうことがあったというご発言があったんですけれども。ちょっと本件と関係ないことかもしれないので、証言できる範囲の中で証言していただいたらいいんですけれども、市長、副市長それから松岡証人は、市会議員というそれぞれ特別職、公務員の立場である

んですけれども、それぞれが栈敷で会ったり、自宅で接待をするという行為があったと、自らご証言されたわけなんですけれども、このことの是非について、どのようにお考えですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

社会通念上のことで。副委員長の荒川の祭りで市長が見に来られたときに寄られませんかというようなことと一緒に、華美にご接待申し上げたことは1度もありませんが。社会通念上ということで許される範囲ということでやらせていただいたと思います。

(委員)

はい、いいです。

(委員長)

続きまして、公明党さん、いかがですか。

よろしいですか。では、新生ひめじさん。

では、自民党さん。

よろしいですか。はい。創政会さん。

よろしいですか。では、共産党さん。はい、谷川委員。

(質問)

先ほど委員長の質問で、資料に目を通してどうですかと言ったら、例えばのところ、なんか抜けてて若干違うというんですけれども、そういうこと、お手元に資料ありますか。例えば、どこが、どういうふうに違ってるか、教えてもらえますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

具体的なことを書いたものは家に置いてありますので、ちょっと持ってくるのを忘れました。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

音声資料の中の令和元年5月22日のやり取りの中で、「宮様でも来るとなって直さなあかんとなったらどれくらいのスピードでできるんや。また、隈田さんにでも聞いてみるけど。一番スピードでいうたら。」って、なぜ、隈田さんに聞いてみる必要があるのか。実際、隈田さんに聞かれたのですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

営繕課を持っておられる都市局長なので、聞いてみよというふうに思いました。直接聞いたかどうかはちょっと忘れております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

課長が、「それは、予算がついてますんでどうしましょう、という話です。」と。で、松岡議員が、「別にしょぼいもんができるんやったら、せんでもええがな。置いとくか、項間流用できるように財政に話してくるがな。」って言っている。「この、項間流用でできるように財政に話してくるがな。」ってどういう意味ですか。それと財政の誰と話すんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

項間流用ということは項間流用ということでございます。はい、そこは財政は財政課長もしくは部長、局長、また、そのときそのときに、具体的にそのとき誰に話したか、ちょっと自分の中では覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

その後、「でけんことあらんへんことは、くどくど言うたらあかん。そんなものは1年生か2年生のもっととぼい連中に言うてくれ。」この「1年生か2年生のもっととぼい連中」って誰のことを指してるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それこそ言葉としてそういう形で出ましたということでもあります。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

続けて、「こっちは東京まで行って金をなっ、嘘や思うんやったら来年半分にせえって、半分にしたるで、

公園の予算。」ってまた、お金のこと言ってるんですよ。さっき、公園の、浜手緑地の公園整備のところで補助金のことを半分やどうや言うてるんですけども。その影響があるかどうか分かんないって言うんですけど。また、ここで同じことを言うてるんですよ。どうして、言つとるように言ってるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

それでずっとまた続いてですね、「止めておくということやったらいい。予算がついてるものかなと思って」と課長が言うたら、「それも分かるけど、予算がついとうにしろやな、相談もせんと進めくさって、ええ気のするもんやないで、柳本さん。これ、ワシ2期目やったら机蹴っても」って、ここでもまた、「ワシ2期目やったら机蹴っても」って、さっきも浜手緑地のときにも、1期2期やたらって同じような発言があるですけど、これどういう意味ですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

どういう意味かということ、自分の中で覚えておりません。また、それをなぜそんな勢いになったのかも覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

都合悪いことは覚えてなくて、ほかのことを聞いたら長々と説明してかなり差があるのはおかしいん思うんですけども。それは置いておいて。その後、また続けます。「2期目やったら机蹴ってもて、どない言うとんどそれっ、て言うても。最近、ようけ若い衆がでてきたから、なるべく怒らんようにはしようけど、気短いことないんやで。だから、そのへんのところはきちっとちゃっちゃんもらわな。」最近ようけ若い衆がでてきたって、どこ、誰のことを指してるんですか。

(委員長)

はい。

(答弁)

どこでそんな話になったか、よく覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

資料本当に見てるんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

目を通して来させていただいております。

(委員)

記憶にないのが多過ぎます。

(松岡証人発言)

頭がよくありませんので、申し訳ございません。

(委員長)

谷川委員。

(質問)

「怒らんようにはしようけど、気短いことなん、ことないんやで。だから、そのへんのところはきちっとやっちゃってもらわなあかん」って、これ誰のことですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そのときの流れで言うとうか分からんので、よく覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

その、今度令和元年6月5日。営繕課と松岡議員のやり取り。「ほなら、後は契約課だけの話や。何回も言うたけどな。今度の本会議できつい言い方をしようかと思とんやけど。」ってまた言うてるんですよ。これ、「今度の本会議できつい言い方をしようかと思とんやけど。」って、何を本会議で聞こうと思ったのか、それとも実際聞かれたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

はい。その辺も聞かなかったと思うし、よく覚えて

おりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

令和元年6月13日。「そないしとったって、別々にしたらまたこれワシとこ逆らわれよんかいなと思って、こっちにまたぐちゅぐちゅ言うて来られてもワシも困るし最初からちゃんと何も言うてこんへんゆうことは、それで納得しとんやから、値段が合わへん、その辺ことはワシの責任ちゃうからやな、そこだけ悪いけど」ってさっきちょっと、委員長のほうも聞かれたんですけれども、公園の方、誰が何をぐちゅぐちゅ言うてくるのを心配されているんですか。

(委員長)

はい、お答えください。はい、証人。

(答弁)

よく覚えておりません。

(委員長)

続きまして、維新の会さん、いかがですか。

よろしいですか。療原会さん。はい、伊藤委員。

(質問)

1つだけ、再度確認したいんですが、委員長のほうからも令和元年の6月13日の面談記録に、「 とこらストライク入ってくる範疇ちゃうか。」とい文面です、どこかの業者が仕事を取れるよう便宜を図るように求めたことないかに対して、「一切ありません。」という返事だったんですけれども、どうもそうは思えないんですが、天地神明にかけてですね、一切そんなことはなかったと言えますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そのとおりでございます。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

もう、あきれて。結構です。

(委員長)

はい。では、これで白浜西山公園に関することの尋問を終了いたします。ここで一時議事の都合により休憩を挟みたいと思います。再開は、2時45分再開とい

うことをお願いします。

白浜西山公園に関することについての尋問終了

14時26分

休憩

14時26分

再開

14時43分

尋問事項

・姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関することについて

尋問

14時43分

(委員長)

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。続きましては、姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関することについて、松岡証人に尋問をいたします。産業局長は、令和元年5月30日に行われた、あなたと産業局長との電話でのやり取りについて、不当要求行為等に係る記録票兼報告書を作成しており、7月2日の本委員会にも当該報告書を追加で提出していますが、おおむね記載の要望等の内容に間違いはありませんか。はい、証人。

(答弁)

実はこれ5月30日という日になってますけど、これちょっと日にち的には間違っているというふうに私は思っております。

(委員長)

間違っていると思われるんですけど、証人としては、いつの話であると。はい、証人。

(答弁)

私が5月の24日に、原場長に申し上げたのが最初であるというふうに記憶しております。

(委員長)

5月24日に原場長にお話をされたということなんですけれども、これは5月30日に証人と産業局長での、との電話でのやり取りについてということなんですけれども、5月30日は、あなたは、産業局長と電話をされたことは間違いありませんか。はい、証人。

(答弁)

私の記憶する範囲を、この日に取下げをしますということでのお電話やったと思います。

(委員長)

我々は、この記録に基づいて質問をいたしますので、今からの質問もその旨ご理解をください。

では、尋問させていただきます。

あなたは、令和元年5月30日に産業局長に対して、入札公告の取下げを求めています。この日は強い農業・担い手づくりの総合支援交付金補助の内示があった日と同日ですが、あなたはその内示を知ってらっしゃいましたか。はい、証人。

(答弁)

知りません。

(委員長)

では、あなたは、交通量に関する地元説明会で出された意見に対して、市の回答がないことを理由に、入札公告の取下げを当局に強く求めています。交通量に関する地元説明会で出された意見とは、どの自治会が出した、どのような意見を指していらっしゃいますか。はい、証人。

(答弁)

今も申し上げましたように、1件糸引校区が終わってないということで、24日に申し上げたというふうに私の中では記憶をいたしております。ですんで、30日というのは、どうもそれが全部説明が終わってしまってからという格好になりますから、まだ糸引校区が説明できてないということで、その旨を伝えて、先に説明全部終わらせてからやるべきやというふうに言ったと記憶しております。

(委員長)

では、糸引校区が終っていないというふうに今、ご発言もされましたけれども、校区が終わってないにせよですね、あなたの中で、その回答がないということと入札公告の取下げを求めることに何の関係があるとお考えですか、その辺り。というのはですね、7月2日の本委員会資料「姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関すること」によると、交通量に関する地元説明会で出された意見に関しては、その場で市の回答があったが、開始の回答がないと入札の公告の取下げを求めたとあります。それに関して取下げの何の関係があるのか教えていただけますか。はい、証人。

(答弁)

音声テープはございますか、それ。(「不規則発言あ

り))

(委員長)

お答えいただけますか。

(答弁)

ですんで、すいません。ちょっと聞き逃しているところがございます。再度、委員長、ちょっとご説明いただいたら。

(委員長)

7月2日の本委員会資料「姫路市中央卸売市場新市場新築工事实施設計委託に係る入札発注の取り止めに関する事」という資料があります。それによりますとですね、交通量に関する地元説明会で出された意見に関しては、その場で市の回答がありますが、なぜ市の回答がないと入札公告の取下げを求められたのですか。はい、証人。

(答弁)

その当時の入札が始まってしまったということをお話いただいたのが、自治会の役員さんやったと思います。まだ、うちの自治会は、まだ、その役所の交通量に対して宿題与えて、その答えも聞いていないと。で糸引は25日やというような格好で、その説明もしていないと。というような中で先々やってまいよん違うかというようなお話が24日の午前中やったと思っておりますがお電話で。あと何人かからも同じようなお話をいただきました。

(委員長)

では、「入札公告の取下げができないなら農水省に補助金を止めてもらう。」とあなたは発言しています。あなたが言う農水省の補助金とは、具体的に何の補助金を指しますか。はい、証人。

(答弁)

このときに、このお話の件で補助金を取下げしてもらった覚えは私はありません。

(委員長)

何の補助金ということはお答えいただけますか。

(答弁)

補助金であろうと、何の補助金であろうと、補助金関係のお話を言った覚えはありません。

(松岡証人発言)

1回もこれ精査して聞いてもらってませんもんね。私も。

(委員長)

ご発言はお止めください。

(松岡証人発言)

すいません。

(委員長)

ではですね、産業局は、6月22日の本委員会において「姫路市中央卸売市場新市場新築工事实施設計委託に係る入札発注の取り止めについて」と先ほども申した資料を提出しております、この件についての経過を説明していますが、その中に、実施設計委託の制限付一般競争入札が、再公告されるちょうど1か月前である令和元年6月19日に、あなたに対して説明があったことが記載されています。中央卸売市場新市場の実施設計委託の制限付一般競争入札が再公告される前に説明があったことについては間違いないですか。

(答弁)

私はここで説明を受けた記憶がございません。覚えてません。

(委員長)

ではですね、本件入札は、再度実施された結果、入札参加は6社、うち1社は辞退し、株式会社梓設計が落札し、1億2,760万円で本市と実施設計委託契約を締結しています。あなたは同社から政治資金等の授受はありますか。はい、証人。

(答弁)

一切ございません。

(委員長)

はい。では、株式会社梓設計はあなたやあなたが運営する会社とおつき合いのある会社ですか。はい、証人。

(答弁)

何も全くありません。

(委員長)

では、他の入札参加者からの金銭や何らかの利益の授受はありましたか。はい、証人。

(答弁)

何もありません。

(委員長)

私から質問、尋問は以上です。では、大会派順にお願いします。

はい、市民クラブさん。はい、副委員長。

(質問)

今回のこの件につきましてはですね、公告、要は市の入札公告が出された、市長が出した後にですね、それが取下げられてしまったということが、1つの市の行政に対する問題ではないかというふうに、この委員会の、私自身も問題ではないかというふうに思います。その上で、今回、その経緯も、そもそもの時系列の部分が冒頭、証人からありましたように認識がずれているということが、1つあって、これまともな議論ができるのかというところを、今ちょっと思っています。ただ、その時系列の部分を横においてですね、改めて、この公告を取り、地元に対する説明がなかった、遅れた。そのことに対する、回答、宿題に対する回答がない中で、その公告が出されたこと。それに対して、松岡証人から産業局長のほうに、松岡証人は先ほど原場長と言い方されましたが、局長には、そういうことについて公告を取り下げるべきということを行ったことではないということなんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私のほうからは、特にいつも原さんが窓口でありましたので、一遍聞いてみてというような言い方になっておるのではないかと記憶しております。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

再確認です。原場長には、できたら公告は取り下げられないかということについて、証人のほうから言ったということによろしいんでしょうか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

取り下げろというような言い方よりも、まだ、糸引校区の全部が終わってないのに、自治会からこんな格好やったら、現場が混乱してしまうんじゃないかと、おかしいんじゃないかと、丁寧に説明するんじゃないかと全部終わってからやったらええん違うんじゃないかというような電話やったわけなんですね。それで、そのまま原場長にすぐ1回目の電話で、電話をすぐしたような気がし

ます。私はそれを、その日に公告があるのを何も知りませんでしたので。

(委員長)

はい、副委員長。

(質問)

原場長とのやり取りはあったけれども、局長とやり取りはなかった。その結果として、公告が取下げになったという結果報告が局長から受け取って、でということで、先ほど証言があったんですが、それでよろしいですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それは、局長から聞かせていただきました。その日にちは5月30日と記憶しております。

(委員長)

はい。では、続きまして、公明党さん。

よろしいですか。はい、新生ひめじさん。はい、杉本委員。

(質問)

先ほどの5月30日の件について確認をさせていただきます。当時、佐野前産業局長にも同じ質問が、同じような質問がされています。私もメモなんではっきりと分からないんですけども、佐野副市長は、5月30日に行われた、あなたとの、松岡議員との電話でのやり取りについてということで質問をされていますが、実施設計の報告について説明が終わってないので公告するのは駄目だ。要望項目の回答がないのに、地元を軽んじているというふうに言われたというふうに副市長はお答えになられました。あなたは、その記憶がないというふうに言われてますけれども、どちらが正しいと思われますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私は1番最初の第1報を原場長に連絡をしたのは明確に記憶をしております。その24日っていうのは、実は23日に公告が出て、24日に東洋新聞という、私はそれは取ってないんですが、東洋新聞っていう建設の新聞があって、それを取ってはる役員から今日こうこうであったということと言われたので、それで

その24日に原さんに連絡した。その24日については、その「今日載ったがな。」ということと言われて、ちょっとお小言ちょうだいしたような気がしましたので、お電話させ、電話をしたというふうに記憶しております。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

その際、佐野、当時産業局長の証言では、入札公告を進めたい旨お話をしたが、取り下げるべきということと補助金を止めると言われたというふうに証言をされています。その証言は、どう思われますか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

直接、電話がその24日の後、電話があったかどうかちょっと私も詳細を覚えておりません。しかし、5月30日に取下げします。明日、取下げしますみたいな格好のお話があったのかというふうに記憶はしております。この段階で、短期間ですし、これについての市場の取下げ云々というような格好のことは申した覚えがありません。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

佐野産業局長とのやり取り、質問、回答を含めて、今、松岡さんが言われることと全く食い違ってしまっている。先ほど委員長と言われたことと同じなんですけれども。もう1度確認いたしますけれども、5月30日のやり取りはなかったということなんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私は、その、取下げをしますという報告をいただいたようにうろ覚えですけど、しております。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

その際に、私が先ほど申し上げたように、実施設計の方向、報告について説明が終わってないのに、公告をするのは駄目だということと、要望項目の回答がな

いと言われたこと、地元を軽んじているのかと言われたと副市長は証言されているんです。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それは24日、原さんに申し上げたような気もしますし、その後に電話があったかどうか自分が今明確に24日の何時に1度、佐野産業局長から連絡があったというような言い切れるほどの、自分に覚えがありませんので、その辺のことは、直接、佐野局長に申し上げた覚えはありません。

(委員長)

はい、杉本委員。

(質問)

その割には、佐野局長は明確にお答えなんです。申しあげましたように、取り下げるべきだと言われたこと、補助金を止めるぞと言われたことも言われました。その後の質問で、補助金の話はされました。止められるかどうか、あなたはどう思いましたかとまで聞いています。「止められるかどうかは分からないけども、今後の事業の推進に影響はあると考えました。」と、そこまで明確に答えられてますが、それでも副市長とのやり取りはなかったということでもよろしいですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

はい、それで結構でございます。

(委員)

以上です。

(委員長)

はい、自民党さん。竹中委員。

(質問)

私もね、長いこと議員してるけども、この入札の公告が途中で取り下げられるということは、まず例がないということはないけど、少ないんですよ。まず、めったに起こらないんですよ。よほどですね、手続上に瑕疵があれば別ですけども。こういったことは行われないうことが大前提なんです。にもかかわらずですね、そういった意味では、入札公告を取り下げることを要望すること自身が、そのこと自身がですよ、ど

んな理由があるにしろね、手続上瑕疵があったら指摘すればいいだけであって、それを取り下げを要望するという自身も、政治倫理の条例上、絶対してはいけないことの1番手になると、私はそう思いますけれどもね。あなたはこの違法性を認識してたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私は市の施策は、やっぱり市民のためにというふうを考えております。ということは、市民に理解を得る…(「不規則発言あり」)。

(委員長)

はい、よろしく申し上げます。

(答弁)

だから、そういう形であくまで市民の皆さんの意向が優先であるというふうを考えております。

(委員長)

はい、竹中委員。

(質問)

市民の皆さんが入札公告を取下げると、こういうことをあなたに頼んだんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

連絡をいただいた自治会の方は、これが入札が先に出てしまうというような格好に、現地まだ説明を受けてないことや、現地がそういう風聞、風評で混乱するというふうな言い方をおっしゃったと思っております。

(委員長)

はい、竹中委員。

(質問)

その連絡をした方っていうのは、先ほどの東洋時報を取っている方、要するにそういう建設業界の関係者と、そういうことですね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

はい、自治会の役員もされておられる方で、そういう方であったと思います。

(委員)

よく分かりました。

(委員長)

それでは、創政会さん。

よろしいですか。はい、では、共産党さん。はい、谷川委員。

(質問)

竹尾議員と同じような質問になりますが、佐野、現在の副市長、当時の産業局長は、はっきり5月30日に松岡議員から電話があったと。中身は地元で説明が終わってないと、それと補助金が止められるって言ってたと証言されました。ってことは、食い違うわけですが、佐野副市長はうその証言をしているという認識でいいんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

それ佐野さんの発言であって、私は分かりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

先ほど竹中委員の質問で、自治会長、東洋時報ですか、入札が始まったというのを見て、もう始まっていると。で、その方が、松岡議員に入札の公告を取り下げるように、当局に働きかけて、働きかけてくれと言われたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

そんな言い方はされておられません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

では、どういうふうに言われたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

地元の説明会また、地域、地元の説明会が終わらん間から、かかってしまっているというような言い方やったと記憶しております。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

地元の説明会が終わってないのに、入札公告が始まっていますよと言われて、それで原場長に電話されたんですね。で、改めて聞きます。原場長にどのような言われたかもう1度説明してください。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

系引の住民説明会が終わってないと。それと、同時に、白浜のほうもこないだ終わった後で宿題も預けると。というようなことを言うて来ておられるから、それらを確認した上で、しっかりと地域にちゃんと丁寧に説明して進めてほしいというような言い方で、最初第1報は原さんに電話したような気がします。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

では、確認して丁寧に説明してほしいと言われただけで、入札の公告を取り下げしてほしいとは言ってないということでもいいんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

取り下げろというようなことを明確に私は命令する権限も何もありませんけれども、地元の説明会も終わってまう間に着工してしまうのかと、これで地域に対して丁寧な説明ができていいのかと、また、現場は混乱すると言うて、自治会の役員さんが苦情言うてはるということについて、どういうふうに考えるんやと、そういった言い方やったと思います。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

明確に答えて。取り下げしてほしいとは言ってないということでもいいんですか。言ってないか言ったのか、それだけ答えてください。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

その日にどう言ったか覚えておりません。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

その自治会長の役員さんが、その新聞に載ってたよ。あと何人からも電話があったと今言われましたよね。この電話をかけてきた人たちは、どういう立場の、どういうことを言われてきたんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

入札、同じような形のお話やっと思います。こないだ終わったばかり、宿題もらってないのに、要は工事が進んでしまおうというような感じのお話やっと思います。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

じゃあ、何人からか電話があったという、その何人かは、みんな役員、自治会の役員さんなんですか。そのみんなってというのは、何人かからってというのは。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

全部は覚えておりませんが、確か最初の1人2人、1件目2件目は自治会の役員さんやっなどと記憶してます。

(委員長)

はい、谷川委員。

(質問)

じゃあ、先ほどからですね、明確に入札公告を取り下げしてほしいという言い方はしてないというふうに言われたんですが、証人の説明では5月30日に、その旨、佐野産業局長から取り下げるという報告をもらったというんですが、その報告を聞いてどう思われましたか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

地域住民に対しての丁寧な説明を優先したんやなというふうに思いました。

(委員長)

よろしいですか。はい、維新の会さん、いかがですか。

よろしいですか。では、療原会さん。はい、伊藤委員。

(質問)

何度も同じ質問になるかもしれませんが、公告を取り下げろという権限は自分にはない。だから言っていないということで、松岡証人はおっしゃってるんですけど、それは最終的に間違いない、事実なんですね。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

露骨に取り下げて、それ自身を。というような形ではじゃなくて、地域の、あくまで私が申し上げたのは、地域に対しての説明が十分でない中で強硬に進めてしまうのかというような形で申し上げたように記憶しております。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

このときは実施設計の公告ですから、実施設計からある程度、まだ、建設に行くまでって時間はあるわけで、現実にはいろんな形で地元の意見まで集約した上で、話を持っていくってことは時間的にあると思うんですが、それはそういうふうには考えられなかったんですか。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

私の考えではなくて、住民、自治会の方々が言っただけの観点から、まず市民の皆さん方からすると丁寧を受け止めることができなかった、もしくはそういうことが先に風聞として広がることによって自治会の役員さん方も、後の説明をするのに、また、自分たちが困難を感じたというようなところがあったから、こちらに言いに来られたと。私もそのように思います。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(質問)

ちょっと、違う分から言いますと、先ほど杉本委員

からもありましたけど、佐野産業局長のほうは、少なくとも「公告取り下げしろ。」とはっきり言われたということを証言されてますけれども、それは認識の違いで、言い方はそうではないということでもいいんですか。差が大き過ぎると思うんですけども。

(委員長)

はい、証人。

(答弁)

差が大き過ぎるということだけど、ここに本人の確認欄があるわけですから、私に対して確認してから本来資料として出せばよかったわけでありまして、思い違い、記録も何もテープも何も無いわけですから、思い違い、私も思い違いがあるのかどうか分かりませんが、自分の記憶の範囲で…。

(委員長)

はい、伊藤委員。

(発言)

思い違いがある可能性はあります。どちらもそれは可能性としてはないとは言いません。だけど、知らないこととはっきり覚えていることがいろいろありすぎて、もうちょっとこれ以上お聞きしても仕方ないかなと思いますので、終わります。

(委員長)

以上で、松岡廣幸氏に対する尋問は終了いたしました。松岡証人には、本当に長い時間ありがとうございました。それではご退席をお願いします。

[松岡証人及び黒田補助者退室。]

姫路市中央卸売市場新市場新築工事実施設計委託に係る入札発注の取り止めに関することについての尋問終了 **15時10分**

証人尋問（松岡廣幸証人）終了 **15時10分**

協議 **15時10分**

(委員長)

お疲れ様でした。以上で、証人尋問は終了いたしました。引き続き、お渡ししている次第にはございませんが、次回の委員会の進め方について協議をさせていただきたいと思っております。もうひと踏ん張りよろしくお祈りいたします。本日で証人尋問も終了しましたが、今までの審査を通じて松岡議員や当局側の抱える問題

や課題点も出てきたと思います。そこでですね、赤松弁護士に、松岡議員の行為に関して、職員倫理条例や議会政治倫理条例、あるいは刑法への抵触について、意見書の作成を依頼して、それを基に次回の委員会で、本委員会としての最終報告に向けた方向、方針決定を行いたいと思います。その上で、第4回定例会における本委員会の割当て日で最終報告の草案を皆さんに提示させていただいて、同定例会の最終日に最終報告を行いたいと考えております。本日は、赤松先生もご臨席いただいておりますので、この後、暫時休憩して、赤松弁護士に依頼する意見書に関して、何かご意見やご要望があれば、そこで意見交換をしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(委員)

ちょっと質問です。そしたら日程的なことなんですけど。本会議の定例の特別委員会までは、この委員会はないということですか。

(委員長)

いえいえ、検証を先生にお願いして、それができ次第、その辺り日程も含めて。

(委員)

原案みたいなもの。

(委員長)

先生から述べられることもありますので、それを休憩した後に、先生との意見交換という形でさせていただきたい。

(委員)

もう今頭の中に入っているうちにやったらいい。

(委員長)

先にちょっと説明をさせてください。暫時、休憩して意見交換をさせていただきたいんですけれども、できますれば、傍聴の方も退室いただいて、お願いできればなと思います。これは強制ではありませんので、ご協力を求めるという形でしか取れませんけれども、できましたら退席のほうよろしく願いいたします。

休憩

15時13分

再開

15時32分

協議

15時32分

(委員長)

では、休憩前に引き続きまして委員会を再開いたし

ます。赤松弁護士に対してまして、意見書の作成を依頼することに賛成の方。

(委員)

はい、賛成。

(委員長)

ご異議ございませんか。

(委員)

はい。

(委員長)

はい、ありがとうございます。赤松弁護士に意見書の作成をお願いします。

(委員)

それについては正副委員長に一任しとこ。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

正副委員長に一任しといて、後で相談してもらわんか。

(委員長)

よろしいですかね。ありがとうございます。では、それでは次回の委員会なんですけど。どうしたら…。

(委員)

決まったら別途するというので…。

(委員長)

よろしいね。じゃあ、また追って、次回の開催は連絡させていただきます。お忙しいと思いますが、ご協力よろしく申し上げます。では、本日の委員会はこれで閉会いたします。どうも長時間お疲れ様でした。

閉会

15時33分